

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【事業年度】	第7期（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員CFO 前川 裕貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員CFO 前川 裕貴
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第3期 平成19年12月	第4期 平成20年12月	第5期 平成21年12月	第6期 平成22年12月	第7期 平成23年12月
売上高(千円)	-	1,630,029	1,191,127	1,449,972	1,882,521
経常利益又は経常損失( ) (千円)	1,323,704	24,169	214,072	638,375	2,095,382
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	1,325,994	20,987	217,872	642,307	2,104,513
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,583,500	1,892,500	3,378,250	3,710,830	6,024,610
発行済株式総数(株)	54,493	58,613	100,651	111,737	19,130,900
純資産額(千円)	667,608	1,306,602	4,053,758	4,083,064	6,605,564
総資産額(千円)	792,145	1,501,212	4,260,689	4,262,783	7,256,094
1株当たり純資産額(円)	12,251.27	22,292.02	40,275.39	36,541.74	345.28
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額(円))	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額( ) (円)	24,584.60	364.58	3,252.84	5,933.47	143.60
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	84.3	87.0	95.1	95.8	91.0
自己資本利益率(%)	-	1.6	-	-	-
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	1,224,976	154,387	211,336	753,971	2,074,057
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	795,269	13,063	3,952	115,633	117,356
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	99,370	554,032	2,963,106	662,832	4,610,820
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	721,206	1,370,340	4,121,301	3,915,765	6,310,978
従業員 (外、平均臨時雇用者数) (人)	42 (3)	42 (5)	52 (10)	56 (12)	71 (12)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第3期、第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第4期においては当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

- 5 . 第 3 期、第 5 期、第 6 期及び第 7 期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載して  
りません。
- 6 . 株価収益率については、第 6 期までは当社株式は非上場であったため記載しておりません。また、第 7 期は当期  
純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 . 平成23年 6 月 2 日付で、株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成17年3月	東京都港区において当社設立。
平成17年12月	アステラス・ファーマ GmbH社（現 アステラス・ドイッチラント GmbH社）と抗がん剤 SyB L-0501の日本における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成18年8月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の患者を対象）を開始。
平成19年3月	アベール・ファーマシューティカル社と経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701の日本、中国、韓国、台湾及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年3月	アステラス・ドイッチラント GmbH社とSyB L-0501の中国、韓国、台湾及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年9月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の患者を対象）を終了。
平成19年10月	SyB D-0701の第 相臨床試験を開始。
平成19年12月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の患者を対象）を開始。
平成20年3月	イノファーマックス社とSyB L-0501及びSyB D-0701の台湾における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年3月	ユハンヘンヤン社とSyB D-0701の韓国における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年7月	SyB D-0701の第 相臨床試験を終了。
平成20年8月	エーザイ株式会社とSyB L-0501の日本における共同開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年10月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成21年3月	セファロン社とSyB L-0501の中国における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成21年3月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の患者を対象）を終了。
平成21年5月	エーザイ株式会社とSyB L-0501の韓国及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成21年10月	SyB L-0501を、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を予定適応症として、優先審査対象品目として国内製造販売承認を申請。
平成22年3月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成22年10月	再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として、抗悪性腫瘍剤「トリアキシン®（開発コード：SyB L-0501、一般名：ベンダムスチン塩酸塩）」の国内製造販売承認を取得。
平成22年12月	SyB D-0701の第 相臨床試験を開始。
平成22年12月	抗悪性腫瘍剤「トリアキシン®（開発コード：SyB L-0501、一般名：ベンダムスチン塩酸塩）」を、再発・難治性の低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として提携先のエーザイ株式会社を通じて国内販売を開始。
平成23年7月	オンコノバ・セラピューティクス社と抗がん剤 SyB L-1101/C-1101の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成23年10月	大阪証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場。
平成23年11月	SyB L-0501の第 相臨床試験（初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の患者を対象）を開始。
平成23年12月	SyB L-0501の第 相臨床試験（再発・難治性の多発性骨髄腫の患者を対象）を開始。

### 3【事業の内容】

#### 1. 当社の事業概要について

##### (1) 当社の概要

当社は、元米国アムジェン社<sup>(注1)</sup> 本社副社長で、同社の日本法人であるアムジェン株式会社の創業期から約12年間社長を務めた吉田文紀が、平成17年3月に設立した医薬品企業です。

経営理念は「共創・共生」（共に創り、共に生きる）で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、アンメット・メディカル・ニーズ（Unmet Medical Needs）<sup>(注2)</sup> に応えていくことにより、社会的責任および経営責任を果たすことを事業目的としております。

なお、当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注1) バイオ医薬品業界最大手、昭和55年、米国カリフォルニア州サウザンド・オークスにおいて、AMGen (Applied Molecular Genetics)として設立。日本においては、平成5年5月1日にアムジェン株式会社として業務を開始しました。なお、平成20年2月に武田薬品工業株式会社がアムジェン株式会社の株式を100%取得したため、現在の社名は「武田バイオ開発センター株式会社」となっております。

(注2) アンメット・メディカル・ニーズ (Unmet Medical Needs) とは、未だ満たされない医療上の必要性を意味し、患者さんや医師から強く望まれているにもかかわらず有効な既存薬や治療がない状態を指します。

##### (2) 当社の事業の特徴

がん・血液・自己免疫疾患領域における希少疾病分野<sup>(注3)</sup>の研究開発の多くは、欧米を中心に、大手製薬企業よりもむしろ、多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。しかし、これらの分野は開発に高度の専門性が求められ、開発の難度も高く、また大手の製薬企業が事業効率の面、採算面で手を出しにくいいため日本を初めとするアジア諸国においては手をつけられていない空白の治療領域となっています。当社は、極めて医療上のニーズは高いものの、新薬の開発が遅れている空白の治療領域をビジネスチャンスと捉え、特に、高い専門性が求められ難度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化した日本初のスペシャリティ・ファーマ<sup>(注4)</sup>です。当社は、大型新薬（いわゆる売上高が1,000億円を超える「ブロックバスター」）の追求ではなく、マーケットは相対的に小規模でも医療ニーズの高い、がん・血液・自己免疫疾患に特化した新薬開発に取り組み、これらの医薬品および新薬候補品を数多く保有することにより、強固なパイプライン・ポートフォリオを構築し、持続性のある事業展開を行います。

当社は、このような空白の治療領域を埋めるための新薬の開発・提供を行うことを企業使命として設立されました。新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発をし、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、医療への貢献、そして医薬品業界の健全な発展に寄与することにより、持続的成長と安定への道を進んでまいります。

(注3) 希少疾病分野とは、医療上の必要性は高いものの、薬を必要とする患者数が少ない疾病分野のことで、この分野に対する開発の進んでいない医薬品は希少疾病用医薬品 (Orphan Drug: オーフアンドラッグ) と呼ばれます。厚生労働省よりオーフアンドラッグの指定を受けるためには、我が国において患者数が5万人未満の重篤な疾病であること、医療上特にその必要性が高いこと、開発の可能性が高いこと、といった基準を満たす必要があります。当該指定を受けると、他の医薬品に優先して審査を受けられる（申請から承認までの期間が短縮される）、再審査期間を延長することができる（最長10年）、薬価への加算評価が期待できるといったメリットを享受することが可能となります。

(注4) スペシャリティ・ファーマとは、得意分野において国際的にも一定の評価を得る新薬開発企業をいいます（平成14年「医薬品産業ビジョン」（厚生労働省）の定義による）。

##### (3) 当社の事業モデルについて

創薬系事業の特徴として、新薬の開発は長期間にわたり膨大な先行投資を強いられるものの、その研究開発の成功確率は極めて低いことが知られています。一般に、研究所において何らかの生物・生理活性<sup>(注5)</sup>が認められた化合物が新薬として承認にいたる確率は、2万分の1～2万5千分の1とされています。また、承認を取得した新薬のうち、上市・販売後において採算が取れるのはそのうちの15～20%以下とされており、当社は、このような創薬系事業の難しさを踏まえた事業モデルを構築しております。

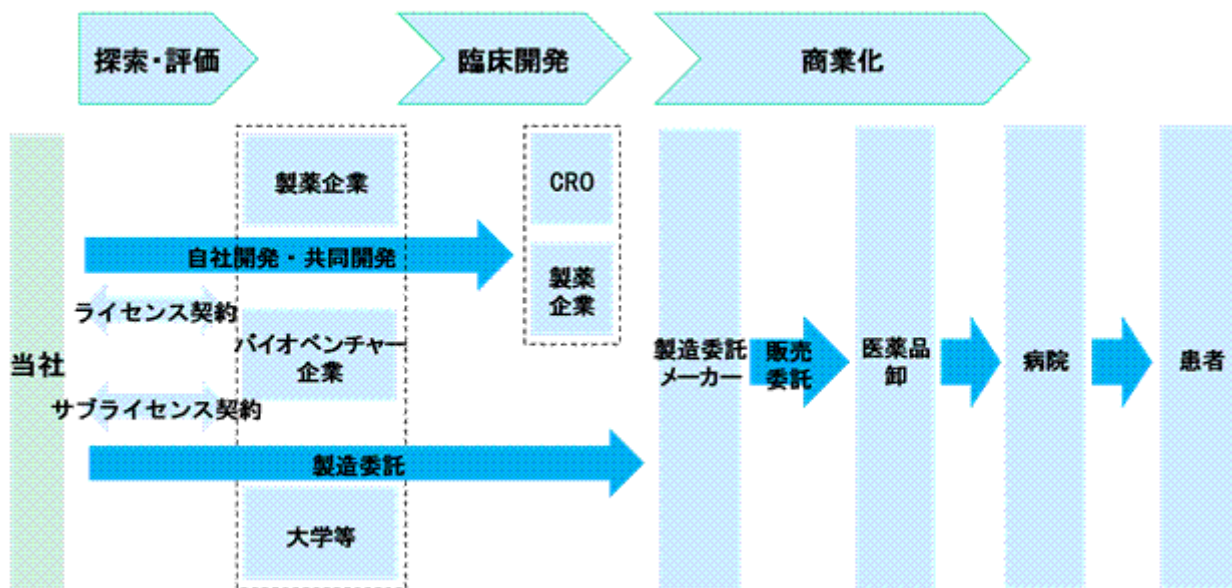
当社では、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発候補品の臨床試験を迅速・確実に進め、開始から承認取得までの期間を短縮するために、主として既にヒトでPOC (Proof Of Concept)<sup>(注6)</sup>が確立され、前臨床試験データと臨床試験データがある化合物を対象としております。これらの化合物の探索は当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用して、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行います。その後、科学的諮問委員会 (Scientific Advisory Board: 以下「SAB」といいます)<sup>(注7)</sup>において、第一線で関連分野における治療の研究に携わる経験豊かな社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。

社内外の専門家による、こうした“目利き”のプロセスを経て、当社はがん・血液・自己免疫疾患領域を中心として、製薬企業、バイオベンチャー企業等から主にヒトでPOCが確立された開発品の日本およびアジアにおける開発・販売権を継続的に確保することにより、持続性のある事業を展開しております。そのような、開発の成功確率が高く、事業性のある、魅力的な開発候補品を導入するためには、この“目利き”の力に加え、がん・血液・自己免疫疾患という開発の難度が高い治療領域における当社の開発力について、開発候補品の提供者であるライセンサーから高い評価を得ることも導入が成功するか否かの重要なポイントとなります。そのためには、適切な治験計画の策定、治療対象となる適切な治験患者の選定、その領域における医学専門家と公正な関係を維持・構築できる、専門性の高い優秀な開発スタッフが必要となります。これらの総和が開発力となり、開発を着実に、かつ迅速に実行することが可能となります。がん・血液・自己免疫疾患分野で実績のある大手製薬企業の開発部門で経験を積んだ人材を中心に構築された当社の開発チームが導入から承認申請までを僅か4年間という短期間でなし得た、抗がん剤 SyB L-0501での実績は、ライセンサー、パートナー企業、導入候補先企業からも高い評価を頂いております。

なお、開発につきましては、基本的な開発戦略の中核となる臨床試験のデザイン、海外の試験との連携、医学専門家との調整等は当社が主体となって手掛け、定型的な開発業務は、外部資源であるCRO（Contract Research Organization 受託臨床試験実施機関）<sup>(注8)</sup>へ業務委託し、製造についてはライセンス供給元あるいは信頼できる国内外の製薬企業へ業務委託を行います。

販売につきましては、将来的には自社販売までを一貫して行える体制の構築を目指してまいります。営業組織の構築については、採算が確保できるまでの期間は自社MR（Medical Representative）<sup>(注9)</sup>を置かず、当面は製薬企業との提携により行います。一方で、将来の自社販売体制構築に向けて、がん・血液・自己免疫疾患領域に精通した営業戦略・企画の策定および市場調査を行うマーケティング体制の確立に努めるとともに関係治療領域におけるKOL（Key Opinion Leader）<sup>(注10)</sup>との良好な関係構築、的確な医療ニーズの把握と市場調査を行い、各種データ、ノウハウの蓄積を図ってまいります。

これらの事業モデルを図示すると以下のようになります。



(注5) 生理活性とは、化学物質が生体の特定の生理的調節機能に対して作用する性質のことです。この生理活性の作用を持つ化学物質を疾病治療に応用したものが医薬品となります。

(注6) POC（Proof Of Concept）とは、新薬候補物質の有効性や安全性を臨床で確認し、そのコンセプトの妥当性を検証することを意味します。

(注7) 科学的諮問委員会（SAB）とは、世界中から集まる膨大な新薬候補を元に、医療ニーズの高さや収益性などリスクバランスのとれたポートフォリオを、それぞれの専門の立場から意見や提言を交え徹底的に議論した上で、パイプライン戦略を構築する、当社の重要な評価機関です。当社では、SABを年2～3回開催し、世界中から優れた実績と経験をもつ臨床医・基礎科学者の方々に、当社の創薬研究および新薬開発のアドバイザーとして参画いただいています。

(注8) CRO（Contract Research Organization）とは、製薬企業が、自社で実施する開発業務を遅滞なく進めるために、一部の業務について委託を行う機関です。委託業務の内容としては、治験が実施計画書どおりに遂行されているかをモニタリングするモニター業務や、臨床データを管理するデータ管理業務などがあります。

(注9) MR（Medical Representative）とは、自社医薬品に関する情報の専門家として医療機関を訪問し、医療関係者と面談することにより、医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を主な業務とする医療情報担当者をいいます。

(注10) KOL（Key Opinion Leader）とは、担当領域の治療において他の医師に影響力を持つ医師のことをいいます。

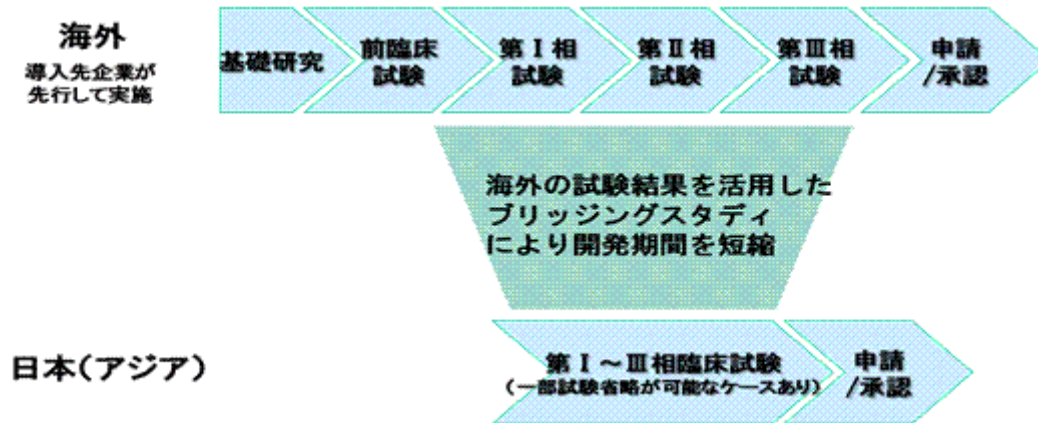
## (4) 当社の事業戦略

当社は、上記の事業を成功させるために、以下の5つの事業戦略を展開しております。

## (a) ポストPOC戦略による開発リスクの軽減

当社の導入候補品<sup>(注11)</sup>は、主として既にヒトでPOCが確認されていることを原則としております。従って、臨床開発ステージが比較的后期段階にある候補品か、既に海外で上市されている製品が対象となります。これらの導入候補品は、既に海外で先行して開発が行われており、新薬としてヒトでの有効性・安全性が確認されていることから、開発リスクを軽減でき、また、先行している海外の治験データを活用することにより日本を含めアジアにおける開発期間を短縮するとともに開発コストを低減し、成功確率を高めることが可能となります。

(注11) 導入候補品とは、当社の開発候補品として他社より開発権等の権利取得を検討している化合物を指します。

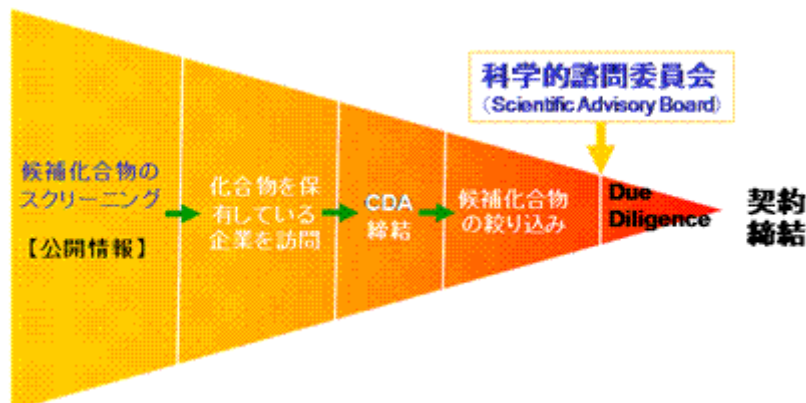


(注12) ブリッジングスタディとは、外国での臨床データを活用するために国内で行われる試験のことをいいます。この国内試験の結果を外国のデータと比較し、同様の傾向があることを確認します。

## (b) 高度な探索・評価能力による、優れたパイプラインの構築

当社の新薬サーチエンジンは、製薬企業及びバイオベンチャー企業等との多様なネットワークによって構築され、膨大な化合物の中から、社内の専門家による厳正な評価を経て、有望な導入候補品が抽出されます。これらの導入候補品はさらに、第一線で研究に携わる経験豊かな専門家により構成される科学的諮問委員会（SAB）に諮られ、そのアドバイスと評価を受けた上で導入候補品を決定しております。この開発品導入決定までの高度なスクリーニングプロセスは、既に海外において有効性・安全性が確認された開発品を導入するポストPOC戦略と相まって開発リスクと開発期間を軽減させることになり、また、候補品が医療の現場において求められるものかどうかの医療ニーズの充足度に対する理解、および上市後の収益予測の精度向上に貢献しています。

## &lt; 当社の開発品導入プロセス &gt;



(注13) CDAとは、Confidential Disclosure Agreementの略で、秘密保持契約書のことを意味します。

(c) ラボレス・ファブレス戦略による固定費抑制

研究設備・生産設備ともに固定費発生源の代表格ですが、当社はこれらを一切保有せずに、開発候補品の探索・導入後は、開発品の開発戦略策定と実行等の付加価値の高い業務に専念し、そのほかに必要とされる定型的な開発業務は外注しております。これにより低コストの医薬品開発を実現するとともに、財務戦略の機動性を確保しております。

(d) ブルーオーシャン戦略<sup>(注14)</sup>による高い事業効率の実現

海外で標準治療薬として使用されている製品が日本では使用できない、あるいは海外で新薬として承認された製品が5年近くも遅れて日本で承認される、いわゆるドラッグ・ラグの問題が深刻化しており、がん患者の難民という言葉も生まれています。このドラッグ・ラグは、当社の戦略的治療領域であるがん・血液・自己免疫疾患領域で特に目立っております。抗がん剤の市場自体は大きく、また高齢化にともない現在も拡大傾向にあるものの、抗がん剤の対象疾患は多岐にわたり、がん腫により細分化されているため、各々のがん腫で見ると対象患者数がそう多くはない治療領域が数多く存在します。また、これらの領域での抗がん剤の開発には、極めて高い専門性が求められ、開発の難度が高い半面、大手の製薬企業では採算性などの問題から開発に着手しにくいことがその理由のひとつといわれています。しかし、ひとたび、そうした領域において新薬の承認を取得し上市できれば、競合が少ないため、これらの領域で適応拡大・新製品上市を着実に積み上げていくことで、高成長・高収益を実現できるものと考えております。

(注14) ブルーオーシャン戦略とは、競合との熾烈な競争により限られたパイを奪い合う市場（レッドオーシャン）を避け、市場を再定義し、競合のいない未開拓な市場（ブルーオーシャン）を創造することで、顧客に高付加価値を与えつつ利潤の最大化を目指す戦略です。

(e) アジア展開戦略

アジア諸国においても経済成長とともに医療ニーズの拡大が予想され、より質の高い治療方法が求められるようになりつつあります。これらの国々においても、日本と同様、急速に高齢化が進んでいる一方で、新薬の開発が滞る傾向が見られ、がん・血液・自己免疫疾患といった領域が空白の治療領域になりつつあり、有効な薬剤が求められています。当社では抗がん剤 SyB L-0501、SyB L-1101/SyB C-1101及び経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきまして、日本のみならずアジアの権利も確保しています。



2. 当社のパイプラインについて

当社は現在、パイプラインとしてSyB L-0501、SyB L-1101、SyB C-1101、SyB D-0701の4つの開発品を有しています。今後も新規開発品を継続的に導入することにより、パイプラインの拡充及びリスク・リターンのバランスのとれたパイプライン・ポートフォリオを構築してまいります。

<当社パイプラインの進捗状況と提携先一覧>

平成23年12月31日現在

開発番号	薬効分類	権利地域	適応症	開発状況	提携先
SyB L-0501	抗がん剤	日本	再発・難治性 低悪性度非ホジキンリンパ腫 *1	承認取得(平成22年10月27日)	エーザイ株式会社(共同開発権・独占的販売権供与)
			再発・難治性 マントル細胞リンパ腫 *1	承認取得(平成22年10月27日)	
			再発・難治性 中高悪性度非ホジキンリンパ腫	第 相臨床試験実施中	
			再発難治性多発性骨髄腫	第 相臨床試験実施中	
			初回治療 低悪性度非ホジキンリンパ腫	第 相臨床試験実施中	
			初回治療マントル細胞リンパ腫	第 相臨床試験実施中	
		シンガポール	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認取得(平成22年1月20日)	エーザイ株式会社(独占的開発権・独占的販売権供与)
			慢性リンパ性白血病	承認取得(平成23年5月31日)	エーザイ株式会社(独占的開発権・独占的販売権供与)
		韓国	慢性リンパ性白血病 多発性骨髄腫	承認取得(平成23年5月31日)	エーザイ株式会社(独占的開発権・独占的販売権供与)
		中国	低悪性度非ホジキンリンパ腫	臨床試験準備中	セファロン社(米国)(独占的開発権・独占的販売権供与)
		香港	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認取得(平成21年12月30日)	
			台湾	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認取得(平成23年10月18日)
慢性リンパ性白血病					
SyB L-1101	抗がん剤 (注射剤)	日本 韓国	再発・難治性骨髄異形成症候群	第1相臨床試験準備中	
SyB C-1101	抗がん剤 (経口剤)	日本 韓国	初回治療骨髄異形成症候群		
SyB D-0701	経皮吸収型 持続性制吐 剤	日本	放射線療法に伴う悪心・嘔吐	第 相臨床試験実施中	
		韓国		検討中	ユハンヤンヘン社(韓国)(独占的開発権・独占的販売権供与)
		台湾		検討中	イノファーマックス社(台湾)(独占的開発権・独占的販売権供与)
		中国、香港、シンガポール			
SyB 0702 * 2	HSP32 阻害剤	全世界	固形がん、血液がん	前臨床試験実施中	

\*1 当社自社開発

\*2 SyB 0702につきましては、平成24年2月に行われましたパイプラインレビューの結果、現時点ではパイプラインから削除されております。

(1) SyB L-0501

SyB L-0501の主成分であるベンダムスチン塩酸塩(一般名)は、ドイツにおいて非ホジキンリンパ腫<sup>(注15)</sup>、多発性骨髄腫及び慢性リンパ性白血病の治療薬(商品名「リボムスチン®」)として長年使用されている抗がん剤です。この製品の導入の背景としては、第一に、現在、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫の患者さんには、この分野には優れた薬剤がなく、まさしく当社の企業使命である、空白の治療領域を対象とした薬剤であること、また当社の強みである分野(血液がん)であることが導入の決め手となりました。この製品の世界のライセンスの供給元はアステラス製薬株式会社のドイツ子会社であるアステラス・ドイッチラント GmbHであり、北米においてはセファロン社(米国)が同社よりライセンス供与を受け、既に平成20年3月に慢性リンパ性白血病の治療薬として、平成20年10月には再発性B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療薬として、米国食品医薬品局(FDA)より承認を受けています。さらに欧州においてはムンディファーマ社(英国)が、その他の地域においてはヤンセン・シラグ社(英国)が、それぞれライセンス供与を受け、独占的開発及び独占的販売権を保有しています。一方、当社はアステラス・ドイッチラント GmbHより日本、中国(香港を含む)、韓国、シンガポール及び台湾における独占的開発及び独占的販売権の供与を受けています。日本におきましては、平成22年10月27日に再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認され、同年12月10日に発売されました(商品名はトレアキシン®)。

また、適応拡大として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の開発も進めており、リツキシマブ<sup>(注16)</sup>との併用による第 相臨床試験を良好な結果で終了し、現在第 相臨床試験を実施しています。

当社はこの他にも初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫、再発・難治性の多発性骨髄腫の第 相臨床試験を実施していますが、今後更にライフサイクル・マネジメントを推進することにより、ベンダムスチンの事業価値の最大化を図ってまいります。なお、日本市場におきましては、エーザイと共同開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しており、エーザイが本薬剤を販売しています。

次に、当社が権利を有するアジア諸国におきましては、平成21年12月に香港において、低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。香港におきましては、独占的開発権・独占的販売権を供与しているセファロン社が販売しています。また、シンガポールにおきましては、平成22年1月に低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。

なお、韓国とシンガポールにおきましては、エーザイと独占的開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しています。既に承認されているシンガポールにおきましては、平成22年9月よりエーザイが本薬剤を販売しています。また、韓国におきましては、平成23年5月に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫の適応症で承認されました。同国においても、エーザイにより同年10月より販売されています。

その他、中国におきましては、提携先であるセファロン社によって治験開始準備が進められており、台湾では、提携先であるイノファーマックス社（台湾）が平成23年10月18日に承認を取得しました。

平成21年12月に開催された米国血液学会（American Society of Hematology、以下「ASH」）において、University Hospital in Giessen（ドイツ）のMathias J. Rummel教授により、低悪性度非ホジキンリンパ腫未治療患者を対象とした、ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法と、現在の標準治療法であるR-CHOP療法<sup>(注17)</sup>との比較試験の結果、ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法の方が標準治療法よりも副作用が少なく、より効果的な抗がん剤であることが発表されました。

当該試験は、ドイツで行われた第 相臨床試験で、低悪性度非ホジキンリンパ腫の未治療患者<sup>(注18)</sup> 549人を、ベンダムスチンとリツキシマブの併用療法群と、R-CHOP群に無作為に割り付け、両者の有効性、安全性、及び無増悪生存期間（PFS）<sup>(注19)</sup> が比較検討されました。評価可能な513例を解析した結果、無増悪生存期間の中央値（主要評価項目）は、標準療法であるR-CHOP群は34.8ヵ月であるのに対して、ベンダムスチンとリツキシマブ群が54.9ヵ月と、20ヶ月以上延長され、統計学的にも有意性が認められました。また副作用についても、血液毒性が低く、G-CSF<sup>(注20)</sup>の使用も少なく、また脱毛も少ないなど、いずれも有意差が示されました。Rummel教授は、「ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法は、濾胞性リンパ腫、マントル細胞リンパ腫など低悪性度非ホジキンリンパ腫に対する第一選択薬になり得る」と結論付けています。

このRummel教授のASHでの発表から約3週間後の12月22日に、米国NCCN（National Comprehensive Cancer Network）の癌治療ガイドライン（Clinical Practice Guidelines in Oncology）が更新され、ベンダムスチンとリツキシマブの併用療法が、濾胞性リンパ腫（低悪性度非ホジキンリンパ腫）及びマントル細胞リンパ腫の未治療例の第一選択薬の推奨薬の一つとしてガイドラインに掲載されました。

(注15) 非ホジキンリンパ腫とは、白血球の中のリンパ球ががん化した悪性腫瘍である悪性リンパ腫のうち、ホジキンリンパ腫以外の総称です。日本人の悪性リンパ腫では、大半を非ホジキンリンパ腫が占めています。

同疾患に対しては、リツキシマブを第一選択薬として抗体療法が施されますが、その無効・再発の症例に対する治療法は現状では確立されておりません。

(注16) リツキシマブとは、CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫に対し適応を有する抗CD20モノクローナル抗体です。日本においては、全薬工業株式会社が製造・販売元、中外製薬株式会社が発売元としてリツキサン<sup>®</sup>注10mg/mLを販売しております。

(注17) R-CHOP療法とは、リツキシマブ（rituximab）とシクロホスファミド（Cyclophosphamide）、ドキシソルピシン（Doxorubicin）、ビンクリスチン（Vincristine）、プレドニゾロン（Prednisolone）の併用療法を指します。

(注18) 未治療患者とは、過去に治療を受けたことがない、初回治療患者を指します。

(注19) 無増悪生存期間（PFS：Progression Free Survival）とは、無増悪病勢の進行が見られない状態で患者が生存している期間をいいます。

(注20) G-CSFとは、Granulocyte-Colony Stimulating Factorの略で、顆粒球コロニー刺激因子のことです。

## (2) SyB L-1101/C-1101

SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）（一般名：rigosertib）は、ユニークなマルチキナーゼ阻害作用<sup>(注21)</sup>を有する抗がん剤です。現在、オンコノバ・セラピューティクス社（米国）によって、米国及び欧州において骨髄異形成症候群（MDS）及びすい臓がん・卵巣がんを適応として開発が進められています。これらの中で、最も開発が進んでいる臨床試験は、再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする第 相臨床試験（投与方法：静脈注射）ですが、当該適応症は平成21年に米国食品医薬品局（FDA）より希少疾病医薬品に指定され、また臨床試験実施計画書についても特別プロトコール査定（SPA）<sup>(注22)</sup>を受けています。

上記に加えて、オンコノバ・セラピューティクス社は本剤の経口剤の開発も進めており、初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする第I相臨床試験が進行中です。さらに、固形がんを対象とする第I相臨床試験も終了し、現在、すい臓がんを適応症とする第 / 相臨床試験、卵巣がんを適応症とする第 相臨床試験が開始されています。

当社は、オンコノバ・セラピューティクス社との間で、本剤の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権を取得するライセンス契約を平成23年7月に締結しました。本契約に基づき当社は、欧米で開発が最も進んでいる再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）の適応症を対象として注射剤での開発を進め、その後、経口剤で初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）の開発を進める方針です。骨髄異形成症候群（MDS）は、近年患者数が増加している血液腫瘍の一種で、高齢者に多く発病し、白血病に移行する可能性が高い難治性疾患です。特に再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）に有効な薬剤はないため、未充足の治療領域となっています。

当社は骨髄異形成症候群（MDS）の適応以外につきましても、固形がんでの適応取得に向け開発してまいります。本剤の注射剤、経口剤の開発を適応に応じて使い分けることにより、患者さんにより使いやすい、そしてコンプライアンスを考えた治療方法の開発を進めてまいります。

(注21) マルチキナーゼ阻害作用とは、がん細胞の増殖、浸潤及び転移に関与する複数のキナーゼを阻害することによりがん細胞を死に至らしめる作用をいいます。

(注22) 特別プロトコル査定（SPA：Special Protocol Assessment）とは、第 相臨床試験終了後に、第 相臨床試験について、対象疾患、目的、試験デザイン、主要及び副次評価項目、解析方法などに関してFDAと事前合意し、試験終了後は合意内容を変更せずにそのまま承認審査での承認要件として認める制度です。この制度を利用することにより、新薬承認申請をした場合に、第 相臨床試験の内容について予め当局による検討が終了しているため、承認申請後における評価、承認が得られやすくなり、より確実に市場への投入が期待できます。

### (3) SyB D-0701

SyB D-0701は、グラニセトロンを主成分とする経皮吸収型持続性制吐剤であり、がん化学療法や放射線療法時に出現する悪心・嘔吐<sup>(注23)</sup>を抑制する薬剤です。SyB D-0701は1回の貼付により悪心・嘔吐を抑制する効果が5日間持続するという特徴を有し、がん化学療法や放射線療法によるがん患者さんの治療をより確実なものとし、

SyB D-0701は、今後増加すると考えられる外来におけるがん化学療法や放射線療法の支持療法<sup>(注24)</sup>として、患者さんのみならず関連する医療従事者にも大きな利便性をもたらす、患者さんのQOL（Quality of Life）を向上できるものと期待しています。

当社は、アベレ・ファーマシューティカル社（米国）より日本、中国（香港を含む）、韓国、シンガポール及び台湾における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けて、開発を進めています。

当社では、優れた治療薬がないため、よりアンメット・メディカル・ニーズの高い放射線療法に伴う悪心・嘔吐を先行して開発することとし、現在第 相臨床試験を実施しています。

(注23) 悪心・嘔吐とは、がん化学療法や放射線療法時の約30～90%に出現する症状といわれ、患者さんにとって最も苦痛を感じる副作用の1つです。持続する悪心・嘔吐は、脱水、電解質異常や低栄養を引き起こしたり、食欲不振や生理的・心理的不快から闘病意欲にも影響するといわれ、悪心・嘔吐を最小限に食い止めることは、コンプライアンスを高め、がん治療を成功に導く鍵となります。なお、嘔吐については以下の3つに分類されます。

#### 1. 急性期嘔吐

抗がん剤投与開始後1～2時間くらいの短時間から24時間後までに発生する嘔吐。

#### 2. 遅発性期嘔吐

抗がん剤投与開始後24時間～120時間に発生し、数日間持続することのある嘔吐。

### 3. 予測性嘔吐

抗がん剤投与の前に発生する嘔吐。

(注24) がん化学療法における支持療法とは、がんに伴う症状や合併症の治療、化学療法や放射線療法における副作用の管理であり、精神的なサポートも含まれます。特にがんに伴う痛み（疼痛）と化学療法及び放射線療法に伴う悪心・嘔吐のコントロールは、がん治療において重要なものとなっています。

(参考) 医薬品研究開発の一般的な進行について

医薬品研究開発のプロセスは以下のとおりであり、通常、(a)から(f)までに10年から17年程度かかるといわれています。

( 医薬品研究開発のプロセス )

- (a) 基礎研究
- (b) 前臨床試験（非臨床試験）
- (c) 臨床試験（治験）
- (d) 申請及び承認
- (e) 薬価申請・収載
- (f) 上市販売
- (g) 製造販売後調査

#### (a) 基礎研究

新薬のもとになる候補物質を探し出すプロセスです。化学物質、微生物、遺伝子などの研究から、将来薬となる可能性がある新しい物質（成分）を発見したり、化学的に作り出すための研究であり、一般的には研究所などで実施されます。

#### (b) 前臨床試験（非臨床試験）

(a)で特定された薬剤候補化合物を対象に、生物学的試験として、動物や培養細胞を用いて安全性や有効性について調べる、いわゆる動物に対して実施する試験です。また、化学的試験として、製造方法、原薬および製剤の規格・安定性を調べるなどの試験があります。

#### (c) 臨床試験（治験）

前臨床試験の結果、有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、十分な検討の上で、実際にヒトを対象とした有効性および安全性の検証を行う、臨床試験（治験）が行われます。治験はさらに3段階にわかれ、それぞれ参加者の同意を得た上で行われますが、その内容は以下のとおりです。

##### 第 Ⅰ相臨床試験

第 Ⅰ相は、治療効果を見ることを目的とせず、比較的少数の健康な志願者を対象に主に副作用と安全性を確認する試験です。

##### 第 Ⅱ相臨床試験

第 Ⅱ相は、通常、患者における治療効果の探索を主な目的とする試験を開始する段階です。少数の患者さんを対象に、有効性と安全な投薬量や投薬方法を確認する試験です。

##### 第 Ⅲ相臨床試験

第 Ⅲ相は、第 Ⅱ相よりも投与患者数をさらに増やし、治療効果の既存薬剤との比較データ、副作用のデータ等を収集することによって、有効性と安全性について検証し、新薬として承認されるための適切な根拠となるデータを得ることを目的とした試験です。

#### (d) 申請及び承認

治験で有効性や安全性などが証明された治験薬について、新薬承認申請書類を作成し、厚生労働省に製造販売承認の申請を行います。数段階の審査を受け、承認されて初めて「薬」として市場に出ることになります。ちなみに基礎研究段階で新薬候補とされた物質（成分）の内、製造販売承認を得ることができるものはわずか2万分の1から2万5千分の1といわれています。

#### (e) 薬価申請・収載

新薬の価格（以下「薬価」）を厚生労働省へ申請し、開発コスト、類似薬や諸外国の価格を参考に価格の承認を受けます。これを薬価収載といいます。

(f) 上市販売

薬価収載が完了し、実際に薬を販売できる状況になることを上市といい、この段階から販売が可能になります。

(g) 製造販売後調査

販売を開始した後に、病院などの医療機関でさらに多くの患者さんに投与された結果を元に、臨床開発段階では発見できなかった副作用や適正使用情報などの収集が行われ、厚生労働省に報告を行います。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
71(12)	45.7	2.8	10,883

- (注) 1. 従業員数は就業員数(契約社員を含む)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、新興国の成長に伴い企業収益の改善が進み、景気持ち直しの動きが見られたものの、円高の長期化や欧州経済の不安、さらに国内政治への懸念から先行き不透明感が続いています。当医薬品業界におきましては、引き続き医療費抑制のための後発医薬品の使用促進策が進められ、国内市場の成長が鈍化する中、世界に通用する新薬の開発が重要な課題となっております。これに対応すべく、日本国内のみならず世界規模での合従連衡が相次いでいます。

このような状況下、当事業年度における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

#### 国内

抗がん剤 SyB L-0501（一般名：ベンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシシ®）につきましては、業務提携先のエーザイ株式会社（以下「エーザイ」という）を通じ、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として国内販売を行っています。平成22年12月の発売以来、トレアキシシ®の販売は堅調に推移し、当社のエーザイに対する売上も概ね計画通り進捗しました。本剤の開発につきましては、適応症追加を目的として実施している再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とする第 Ⅲ相臨床試験（日韓共同試験）の症例登録を平成23年6月に完了し、その後継続して登録患者への投与を実施しました。また、平成23年11月には、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を対象とする第 Ⅲ相臨床試験を開始しました。さらに、平成23年12月には、再発・難治性多発性骨髄腫を対象とする第 Ⅲ相臨床試験を開始しました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第 Ⅲ相臨床試験の患者登録並びに投与を継続して実施しました。

抗がん剤 SyB 0702につきましては、第 Ⅲ相臨床試験開始をサポートするための前臨床試験を、継続して実施しました。

一方、当社は平成23年7月7日に、オンコノバ・セラピューティクス社（米国）と抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）（一般名：rigosertib）2剤の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結しました。本開発品につきましては、血液がんの一種である再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする国内第 Ⅲ相臨床試験（SyB L-1101（注射剤））の準備を進めました。

#### 海外

SyB L-0501につきましては、シンガポールにおいて販売が順調に推移しました。また、韓国においては、平成23年5月31日に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫を適応症として承認され、平成23年10月より販売を開始しました。なお、シンガポールと韓国では、国内と同様、エーザイを通じて販売を行っています。

その他、台湾におきましても業務提携先であるイノファーマックス社（台湾）により、製造販売承認取得に向けた申請後の当局対応が進められた結果、平成23年10月18日に当局より製造販売承認を取得しました。

#### 経営成績

以上の結果、当事業年度の売上高は、SyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売、並びに国内における初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫の開発着手、韓国・台湾におけるSyB L-0501の販売承認によるマイルストーン売上の計上により、1,882,521千円（前年同期比29.8%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験、並びにSyB 0702の前臨床試験に加え、開発品の新規導入（SyB L-1101/C-1101）に伴う契約一時金の支払いが発生したこと等により研究開発費1,945,029千円（前年同期比73.9%増）を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費780,153千円（前年同期比10.4%増）を計上したことから、合計で2,725,182千円（前年同期比49.4%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は2,066,846千円（前年同期は営業損失612,793千円）となりました。また、N E D Oからの助成金収入を主とする営業外収益56,382千円を計上した一方、株式公開費用を主とする営業外費用84,919千円を計上したことにより、経常損失は2,095,382千円（前年同期は経常損失638,375千円）、当期純損失は2,104,513千円（前年同期は当期純損失642,307千円）となりました。

なお、当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権及びたな卸資産の増加、税引前当期純損失の計上等に伴う営業活動による資金の減少、有価証券及び固定資産の取得等に伴う投資活動による資金の減少があったものの、第三者割当増資及び株式上場による資金調達に伴う財務活動による資金の増加等により、前期末に比べ2,395,213千円増加し当期末には6,310,978千円となりました。

当期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

仕入債務307,784千円、未払金153,739千円の増加等により合計570,394千円の増加要因があったものの、税引前当期純損失2,100,713千円、売上債権の増加156,474千円、たな卸資産の増加207,467千円等合計2,644,451千円の減少要因により、2,074,057千円の減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得等による資金の減少201,283千円等により、117,356千円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第三者割当増資及び株式上場に伴う新株発行による収入4,627,560千円等により4,610,820千円の増加となりました。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	
	商品仕入高(千円)	前年同期比(%)
商品仕入	1,433,633	601.9
合計	1,433,633	601.9

- (注) 1. 当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
2. 金額は仕入価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (4) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
商品販売	1,632,471	501.3
マイルストーン収入	250,050	22.2
合計	1,882,521	129.8

- (注) 1. 当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
2. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エーザイ株式会社	1,445,650	99.7	1,872,471	99.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社は、以下の点を主要な経営課題ととらえ、取り組んでまいります。

#### パイプラインの更なる充実について

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めるためには、開発候補品を継続的に導入し、パイプラインを充実させていく必要があります。

当社はパイプラインに4品目を有しており、うち抗がん剤 SyB L-0501及び経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701において臨床試験が進行しています。また、平成23年7月に導入した抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）は現在臨床試験開始の準備を進めています。当社はパイプラインの更なる拡充に向けて、新規の開発品の導入を積極的に進めてまいります。

#### トレアキシシ®（SyB L-0501）のライフサイクル・マネジメントの追求

企業価値を高めるためには、開発候補品の導入だけでなく、導入した開発候補品の適応を追加することにより、開発候補品1品目あたりの収益の最大化を図る、ライフサイクル・マネジメントを追求することが重要となります。トレアキシシ®は、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認を取得していますが、追加適応症として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫、再発・難治性の多発性骨髄腫の第 Ⅲ相臨床試験を実施中です。今後、更なる適応追加を行い、ライフサイクル・マネジメントを追求することにより、トレアキシシ®の価値最大化を図ってまいります。

#### アジア地域等への展開について

当社は日本のみならず、中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールの4ヶ国を戦略地域として位置付けています。これらの地域は高い経済成長とともに医療分野も高成長が期待されており、当該地域における事業展開は、当社の経営戦略において今後一層重要性が高まると考えています。

当社のパイプラインにおいては、SyB L-0501及びSyB D-0701の開発・販売対象国は、日本のみならず中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールが含まれています。市場調査の結果、これらの国においてもSyB L-0501及びSyB D-0701に対するニーズが高いものと考えています。また、SyB L-1101/C-1101の開発・販売対象国には、日本の他に韓国が含まれています。当社は、これらアジア地域における臨床試験の開始、販売認可の取得を積極的に進めてまいります。

#### 人材の確保について

当社の経営資源の第一は人であると考えています。優秀な人材なくして、新薬の探索、開発において優れた成果をあげることはできません。また、当社が開発候補品を導入する際も、開発候補品を導出する企業のデューデリジェンスにおいて、当社の人材の質は重要な評価項目となります。従って、当社は継続的に優秀な人材の採用を行うとともに、OJTや研修等による人材育成を通じて、人材の更なる強化を図ってまいります。

#### 財務上の課題について

当社は、パイプラインの開発進展、開発候補品の増加等に伴い、研究開発費を中心とする事業活動に必要な資金を、外部より調達する可能性があります。従って、引き続き資金調達手法の多様化を進めるとともに、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

## 4【事業等のリスク】

当社の事業活動においてリスクとなる可能性があると考えられる主な事項について記載しています。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しています。当社は、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクへの全てを網羅するものではありません。なお、文中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社が判断したものです。

### 医薬品の開発事業全般に関するリスク

当社は、製薬企業、バイオベンチャー企業等が創出した開発候補品を導入し、これらを医薬品として開発する事業を主たる業務としています。医薬品の研究開発の分野は、巨大製薬企業をはじめとする多数の強力な競合が存在し、さらに当社を含むいわゆる創薬ベンチャー企業が質とスピードを競い合う業界です。また、開発から製造及び販売に至る過程には多くの規制が存在し、長期間にわたり多額の資金を投入して事業活動を推進する必要があります。その将来性は不確実性を伴うものであり、当社の現在及び将来における事業についてもこのようなリスクが付随しています。

#### ア. 医薬品開発の不確実性について

一般的に、製品上市に至る医薬品開発の過程は長期かつ多額の費用を要し、開発が成功する確率は決して高くなく、開発のいずれの段階においても中止や遅延の判断をすることは稀ではありません。医薬品開発においては、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において、開発続行の可否が判断されます。従って、その開発途上で中止の決定を行うことは稀なことではなく、開発が順調に進み製品化される確率は低いものとされています。また、開発に成功し、上市された後も、定期的または臨時で当該時点における医学・薬学等の学問水準に照らして、有効性及び安全性を確認するために再評価が行われ、有用性が認められないとされた場合、あるいは重篤な副作用等により健康被害が拡大する恐れがある場合（詳細は「カ. 副作用に関するリスクについて」を参照）には、有用性または副作用を原因として承認が取り消されるリスクがあります。このようなリスクを低減・分散するため、当社ではパイプラインを複数保有するとともに、極力ヒトでPOC（Proof of Concept）が確認された開発候補品を優先して導入するよう努めています。当社のような小規模な創薬ベンチャー企業にとって、ひとつの開発候補品がパイプラインから脱落することの影響は大きく、その場合当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### イ. 収益の不確実性について

当社が開発を進めている製品から収益を得るためには、当社単独あるいは第三者と共同で、これら開発候補品の開発、規制当局からの承認、製造及び販売のすべての段階において成功を収める必要があります。しかしながら、当社は、これらの活動において、必ずしも成功しない可能性もあり、また、成功したとしても当社の事業を継続するために必要な採算性を確保できない可能性もあります。当社は現在、パイプラインに4品目を保有しており、そのうち抗がん剤 SyB L-0501は平成22年10月27日に再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として、国内製造販売承認を取得しましたが、その追加適応として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫、再発・難治性の多発性骨髄腫の第 相臨床試験を実施しています。また、経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701では第 相臨床試験を実施しているほか、平成23年7月に導入した抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）/SyB C-1101（経口剤）については、再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症として注射剤での国内第 相臨床試験の準備を進めています。当社はこれらの開発を推進し、製品上市に至ることにより収益を獲得するべく事業活動を行っています。また、開発品によっては開発・販売に関して他の製薬企業と提携契約を締結し、早期に収益化を図ることも想定しています。しかしながら、これらのパイプラインが製品として上市するまでには相当の時間を要すると予想され、また、製品として上市される、あるいは他の製薬企業と提携契約を締結できる保証はありません。なお、当社は、現時点で想定している適応疾患の選定や提携手法・マーケティング手法等について、既承認の医薬品の市場規模やマーケティング実績等をもとに十分に将来の採算性を見込めるものと判断していますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生し当社がその変化に迅速に対応できなかった場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### ウ. 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社が参画する医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及び薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けており、当社は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しています。しかしながら、当社が開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向

等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### エ. 海外における開発・販売に関するリスクについて

当社は日本のみならず、経済成長とともに医療ニーズの拡大が予想されるアジア地域についても戦略事業領域として位置付け、医薬品事業を展開しています。一方、海外市場においても、医薬品の開発・販売事業の展開に際し、一般的に多額の資金と事業リスクを伴うため、当社では開発品によっては海外の開発権、販売権を製薬企業等に導出し、投資資金及び事業リスクの低減を図っています。当社が保有する権利の導出にあたっては、慎重にデューデリジェンスを実施した上で企業選定を行い、かつ導出後も適宜モニタリングを実施していますが、導出先の経営状況や各国の規制、競争環境等の変動により、当初期待していた通りには開発、販売が進捗せず、計画通りのマイルストーン収入、ロイヤリティ収入等が得られないことにより、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### オ. 医薬品業界の競合関係について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当社と比較して優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。従って、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### カ. 副作用に関するリスクについて

医薬品は、臨床試験段階から市販後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これらのうち重篤または予期せぬ副作用が発現した場合、賠償問題の発生や、状況次第では臨床試験の遅れ、開発中止に至るリスクを伴います。さらに、健康被害が拡大する恐れがある場合、承認取消・販売中止に至るリスクを伴います。賠償問題に関しては、当社は必要な損害保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していますが、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できません。以上の結果、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### キ. 製造物責任について

医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが伴います。当社は将来、開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な事項が発見された場合には、製造物責任を負い、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

### 当社の事業遂行上のリスク

#### ア. 当社のビジネスモデルについて

当社は自社で研究設備・製造設備は保有せず、がん、血液、自己免疫疾患領域における希少疾病分野を中心に、主にヒトでPOCが確立された開発候補品を製薬企業、バイオベンチャー企業等より導入し、これらを日本並びにアジア諸国（中国、韓国、台湾及びシンガポール等）で医薬品として開発・販売することにより収益化を図るビジネスモデルを採用しています。また、パイプラインの開発・販売においては、他の製薬企業と提携することも計画しています。しかしながら、これらの条件を満たす開発候補品を継続的に導入し、かつ、提携先企業を確保できる保証はありません。また、導入候補品については主に希少疾病分野を対象としていることから、当社が期待する売上が確保できない可能性もあります。このような場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。上記に加えて、医薬品業界の競争環境や、当社の財政状態等の変化に伴い、今後、当社のビジネスモデルの変更を余儀なくされる可能性があります。その場合、当社の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### イ. 特定の取引先への依存度について

当社は生産設備を持たない創薬ベンチャー企業であるため、開発品の臨床試験並びに上市後の販売においては他社より製品の供給を受けることとなります。この場合、製品供給元の財政状態、生産状況などによっては、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、パイプラインの開発・販売については、現時点では製薬企業との提携に重点を置いた事業計画を有しています。しかしながら、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、当初計画通り事業が進捗しない可能性があります。また、契約書に定められた契約解除事項に抵触した場合等には、期間満了前に終了する可能性もあります。その場合には当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、一般に当社のような創薬ベンチャー企業の提携においては、製品上市前の収益として、「契約一時金」「開発協力金」「マイルストーン」を見込むものとなりますが、このうちマイルストーンは所定の成果達成に基づく収益であることからきわめて不安定で予測の困難な収益であり、開発の進捗に遅延等が発生した場合には当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### ウ. 知的財産権に関するリスクについて

当社は医薬品の開発活動において様々な知的所有権を使用していますが、これらは基本的に製薬企業、バイオベンチャー企業等より使用許諾を受けた権利です。しかしながら、当社が導入する開発候補品について、導入元企業における出願中の特許が登録に至らない可能性があります。また、当社が使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性を完全に回避することは困難であり、こうした結果、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、本書発表日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟が発生した事実はありませんが、海外の製薬企業より平成21年6月に警告書が送付されています。当該会社の主張は、当社の開発品が、当該会社の保有する製品の日本特許を侵害することがないように求めるものです。当社は、弁理士、弁護士への相談を踏まえ、当該主張には理由がないものと考えており、また、平成21年6月以降当該会社から何らの請求もないため、現状においては紛争状態にはないものと理解していますが、万一当該会社との間で紛争が生じた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社は、今後発生しうるこのような問題を未然に防止するため、開発候補品の導入にあたっては、弁護士との相談や特許事務所を通じた特許調査を適宜実施していますが、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、当社が導入する開発候補品は、必ずしも特許で保護されているとは限りません。もっとも、当社の開発候補品が特許を有していない場合であっても、当該開発候補品が規制当局より製造販売承認の際に再審査の指定を受けた場合には、再審査期間は後発医薬品の参入が実質的に制限されるため、一定期間市場独占的な保護を受けることとなります。

#### エ. 情報管理について

当社パイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、科学的諮問委員会（SAB）メンバー、外注委託先、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めています。しかしながら、役職員、SABメンバー、外注委託先、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### オ. 重要な契約に関する事項

当社の事業展開上重要と考えられる契約につき、将来、期間満了、解除、その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 組織に関するリスク

##### ア. 社歴が浅いことについて

当社は、平成17年3月に設立された、社歴の浅い企業です。また当社は、創業時より開発候補品の導入活動を開始し、ゼロベースから医薬品開発事業を立ち上げ、平成22年8月に、創業以来初となる製品売上による収益を計上しました。今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性はありますが、当社の業績に影響を及ぼすような外部環境の変化を予想することは現状においては困難です。従って、今後当社が成長を続けられるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

##### イ. 小規模組織であることについて

当社の研究開発活動については、業務受託企業（CRO等）を活用することにより、比較的少人数による開発体制を敷いていますが、今後の既存パイプラインの開発推進及び新規開発候補品のパイプライン化に伴い、さら

なる研究開発人員の増加を計画しています。しかしながら、何らかの理由により業務受託企業との関係が解消された場合や、計画通りの人員の確保ができない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### ウ. 特定人物への依存度について

当社の代表取締役社長の吉田文紀は、当社創業者として、創業当時より経営全般にわたる事業の推進者として中心的な役割を担ってまいりました。従って、何らかの理由により、同氏の業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### エ. 科学的諮問委員会（SAB）について

当社は、新規開発候補品の導入評価に関する社長の諮問機関として、科学的諮問委員会（SAB）を組成し、優れた実績と経験を有すると判断する臨床医や基礎科学者を招聘しています。この科学的諮問委員会（SAB）は、毎年2～3回開催され、世界中から集まる膨大な新薬候補品について、医療ニーズの高さや収益性などの観点も踏まえ、リスクバランスのとれたポートフォリオを構築するために、それぞれの専門の立場から活発に意見交換や議論を行っています。当社は、今後も優秀なSABメンバーの確保に努めてまいりますが、現在のメンバーとの間の契約が解除、期間満了、更新拒絶、その他の理由で終了するなど、何らかの理由によりメンバーの確保が困難となった場合や、メンバーの流出が生じた場合には、当社の開発候補品導入の推進に影響を及ぼす可能性があります。

#### 経営成績の推移について

##### ア. 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。

回次 決算年月	第3期 平成19年12月	第4期 平成20年12月	第5期 平成21年12月	第6期 平成22年12月	第7期 平成23年12月
事業収益（千円）		1,630,029	1,191,127	1,449,972	1,882,521
営業利益又は営業損失（ ）（千円）	1,331,474	132,859	208,027	612,793	2,066,846
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	1,323,704	24,169	214,072	638,375	2,095,382

当社の現在までの売上高は、第5期までは提携契約に基づく収益（契約一時金収入、マイルストーン収入等）のみであり、第6期よりこれらに加え商品の販売による売上高を計上しています。また、現在まで、第4期を除き、研究開発費やその他一般管理費の合計が収益を上回り、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しています。このため、過年度の財務経営指標は期間業績比較を行うための材料としては不十分であると考えられ、今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

##### イ. 研究開発費の増加予測について

当社の過去5期間の研究開発費の推移は以下のとおりです。

回次 決算年月	第3期 平成19年12月	第4期 平成20年12月	第5期 平成21年12月	第6期 平成22年12月	第7期 平成23年12月
研究開発費（千円）	874,275	868,241	816,501	1,118,182	1,945,029

当社は、今後さらに研究開発活動を推進する計画であり、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。今後、SyB L-0501の追加適応拡大による商品販売収入の増大、並びに製薬企業等との提携に基づき発生する収入等により、経営成績の早期改善を図ってまいりますが、当社の想定どおりに早期改善が実現する保証はありません。

##### ウ. マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、創業ベンチャー企業であり、臨床段階にある開発品が上市し、商品販売収入並びにロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、創業以来第4期を除き当期純損失を計上しており、第7期事業年度末には5,413,091千円の繰越利益剰余金を計上しています。

当社は、パイプラインの開発を計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指していますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

##### エ. 資金繰りについて

当社は創業ベンチャー企業として多額の研究開発資金を必要とします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、戦略提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法による資金確保に努めますが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社事業の継続に重大な懸念が生じる

可能性があります。

#### オ. 税務上の繰越欠損金について

当社には現在、税務上の繰越欠損金が存在しています。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておらず、今後も数期間はこの状態が続くものと想定しています。

しかしながら、将来事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして想定よりも早期に繰越欠損金が解消され、これによる課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益若しくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を及ぼす可能性があります。

#### その他のリスク

##### ア. 株主還元政策について

当社は創業以来配当を実施していません。当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

##### イ. 資金調達について

急速な事業規模の拡大に伴い、開発費用の需要増加が予想されることから、株式発行等による資金調達を実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

##### ウ. 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員に対して付与しています。

本報告書提出日現在における新株予約権等の目的となる株式数（以下「潜在株式数」といいます）は合計1,839,500株となり、発行済株式数及び潜在株式数の合計の約8.8%を占めています。

これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。従って、今後付与する新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

##### エ. 過去の新株予約権の無届募集等に関する法的リスクについて

当社では、平成17年3月の創業時より長期インセンティブプランとしてストック・オプション制度を採用しており、役員・従業員のみならず、社外協力者も含めて新株予約権の付与を行ってまいりました。

新株予約権の付与にあたっては、制度開始当初より少人数私募の取得勧誘の相手方の人数計算に関して、役員、使用人の人数は除外されるとの旧証券取引法の規定に留意し発行を行ってまいりました。しかしながら、平成19年9月の金融商品取引法改正に伴い、金融商品取引法施行令第2条の12の適用除外（役員、使用人等以外に新株予約権を付与した場合、少人数私募の取得勧誘の相手方の人数計算から役員、使用人等が除外される規定が適用されないというものを）を規定する「企業内容等に関する開示ガイドライン」（開示ガイドライン）が改訂された後も、法令改正情報の収集並びに当該改正の当社への影響等を検討する社内態勢が十分に機能していなかったために、引き続き旧証券取引法の規定に準拠して新株予約権を発行しました。

その結果、平成20年10月、平成21年3月、平成22年3月の新株予約権発行において、募集人数が50名以上となり、本来有価証券届出書の提出が必要であったところ、当該届出書を提出せず、無届募集となりました。

本件事実の判明後、当社は、直ちに関東財務局に報告を行うとともに、事実関係の調査と原因究明を徹底的に行い、本来提出すべきであった全ての法定開示書類を平成22年8月に関東財務局に提出しました。本報告書提出日現在、開示書類の未提出はありません。

さらに、これと並行して実施した発生原因に関する社内調査結果、並びに外部専門家の助言等を踏まえ、「1. 全社に対する法令遵守の再徹底」「2. 法令遵守態勢の整備と社内組織の態勢強化」「3. コンプライアンス委員会の機能強化」「4. 社外専門家との関係強化・積極活用」「5. 監査役会、内部監査室によるチェック態勢の強化」の5項目を柱とする再発防止策を策定し、厳格に運用を行っています。

当社は、本報告書提出日現在、本件に係る課徴金納付命令は受けていませんが、万が一これらの処分を受けた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### オ. ベンチャーキャピタルによる株式保有について

一般的に、ベンチャーキャピタル及び投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株主であるこれらのベンチャーキャピタル及び投資事業組合が、所有する株式の全部または一部を売却した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

カ. 自然災害等に関するリスクについて

当社が事業展開している地域や拠点において、災害（地震、台風、火災等）・疫病等が発生し、人的・物的被害の発生、業務停止及び遅延が生じた場合、社会的信用の失墜や、補償などによって、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。



## 5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

### (1) 技術導入等

SyB L-0501

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	アステラス ファーマ GmbH社（独国）
契約締結日	平成17年12月2日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記 の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	アステラス ファーマ GmbH社（独国）
契約締結日	平成19年3月29日
契約期間	最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記 の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	アベレ・ファーマシューティカル社（米国）
契約締結日	平成19年3月13日
契約期間	各国、最初の製品の販売から10年またはアベレ社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記 の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB L-1101/C-1101

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	オンコノバ・セラピューティクス社(米国)
契約締結日	平成23年7月7日
契約期間	各国、最初の製品の販売から10年（韓国は7年）または、市場承認期間または、特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本及び韓国におけるSyB L-1101/C-1101の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記 の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

## (2) 技術導出等

## SyB L-0501

契約書名	SUBLICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、イノファーマックス社に、台湾におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。

契約書名	ベンダムスチン事業提携契約書
契約書相手方名	エーザイ株式会社（日本）
契約締結日	平成20年8月18日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、エーザイに対し、日本におけるSyB L-0501の共同開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。 SyB L-0501に関わる開発費用は、当社とエーザイでそれぞれ折半する（但し、再発・難治性低悪性度非ホジキンリンパ腫に関わる開発経費については、当社が100%負担する）。

契約書名	SUB-LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	セファロン社（米国）
契約締結日	平成21年3月12日
契約期間	中国における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、セファロン社に対し、中国（香港を含む）におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

契約書名	韓国及びシンガポールにおけるベンダムスチン事業提携契約書
契約書相手方名	エーザイ株式会社（日本）
契約締結日	平成21年5月15日
契約期間	最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、エーザイに対し、韓国、シンガポールにおけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。

## SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアベレ社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、イノファーマックス社に対し、台湾におけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	ユハンヤンヘン社（韓国）
契約締結日	平成20年3月24日
契約期間	最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアペーレ・ファーマシューティカル社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、ユハンヤンヘン社に対し、韓国におけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

## 6【研究開発活動】

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、開発の難度が高く、また大手製薬企業が事業効率面、採算面から手を出しにくいために開発が遅れている、空白の治療領域に焦点を当て、中でも高い専門性が求められ難易度が高いために入参障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化し、医薬品の研究開発活動を行っております。

当社は、新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発を行い、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うという企業使命を果たしてまいります。

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであり、当事業年度における研究開発費の総額は1,945,029千円であります。

### (1) 研究開発体制

当社は研究設備を保有せず、開発候補品を他の製薬企業、バイオベンチャー企業等から導入することにより、新薬開発を行っております。開発候補化合物については、主にヒトでPOCが確立され、前臨床試験データ、臨床試験データがある化合物を対象とすることにより、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発開始から承認取得までの期間を短縮することが可能となります。

これらの開発候補化合物の探索は、当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用し、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行い、その後、SABにおいて、第一線でこの分野における治療の研究に携わる経験豊富な社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。当社はSABを年2～3回開催し、研究開発全般に関する議論・情報交換を活発に行っております。

開発候補品の導入後は、社内の経験を有した開発スタッフが、短期間で製造販売承認を取得するための開発戦略策定とその実行等の付加価値の高い業務に専念し、その他の定型的な開発業務はCRO等のアウトソーシング先に委託しております。

なお、当社の研究開発人員数は44名（取締役を除く）となっております。今後、パイプラインの開発の進捗に伴い、必要に応じて開発人員の拡充を図ってまいります。

### (2) 開発品の状況

開発品の状況の詳細は、「第2【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。また、現在の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす研究開発費及び契約一時金について記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものであります。

### (1) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は、前期末に比べ2,993,311千円増加し、7,256,094千円となりました。これは主として第三者割当増資及び株式上場による資金調達により現金及び預金が2,244,230千円増加したことによるものです。流動資産は現金及び預金の増加のほか、主として商品販売の伸長により売掛金、商品及び製品が増加したこと、有価証券が増加したことから、前期末に比べ2,965,591千円増加の7,178,392千円となりました。固定資産は、主として開発費の一部を長期前払費用として処理したこと等により、前期末に比べ27,719千円増加の77,702千円となりました。

負債の部については、商品販売の伸長に伴う仕入れ増加の影響により買掛金が307,784千円増加したこと等から、前期末に比べ470,810千円増加の650,529千円となりました。

純資産の部については、当期純損失2,104,513千円を計上したものの、第三者割当増資及び株式上場により資本金及び資本準備金がそれぞれ2,313,780千円増加したことから、前期末に比べ2,522,500千円増加し、6,605,564千円となりました。この結果、自己資本比率は91.0%と前期末に比べ4.8ポイント減少しました。

### (2) 経営成績の分析

当事業年度の売上高は、SyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売、並びに国内における初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫の開発着手、韓国・台湾におけるSyB L-0501の販売承認によるマイルストーン売上の計上により、1,882,521千円（前年同期比29.8%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験、並びにSyB 0702の前臨床試験に加え、開発品の新規導入（SyB L-1101/C-1101）に伴う契約一時金の支払いが発生したこと等により研究開発費1,945,029千円（前年同期比73.9%増）を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費780,153千円（前年同期比10.4%増）を計上したことから、合計で2,725,182千円（前年同期比49.4%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は2,066,846千円（前年同期は営業損失612,793千円）となりました。また、NE D Oからの助成金収入を主とする営業外収益56,382千円を計上した一方、株式公開費用を主とする営業外費用84,919千円を計上したことにより、経常損失は2,095,382千円（前年同期は経常損失638,375千円）、当期純損失は2,104,513千円（前年同期は当期純損失642,307千円）となりました。

#### 国内

抗がん剤 SyB L-0501（一般名：ベンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシン®）につきましては、業務提携先のエーザイ株式会社（以下「エーザイ」という）を通じ、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として国内販売を行っています。平成22年12月の発売以来、トレアキシン®の販売は堅調に推移し、当社のエーザイに対する売上も概ね計画通り進捗しました。本剤の開発につきましては、適応症追加を目的として実施している再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とする第 相臨床試験（日韓共同試験）の症例登録を平成23年6月に完了し、その後継続して登録患者への投与を実施しました。また、平成23年11月には、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第 相臨床試験を開始しました。さらに、平成23年12月には、再発・難治性多発性骨髄腫を対象とする第 相臨床試験を開始しました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第 相臨床試験の患者登録並びに投与を継続して実施しました。

抗がん剤 SyB 0702につきましては、第 相臨床試験開始をサポートするための前臨床試験を、継続して実施しました。

一方、当社は平成23年7月7日に、オンコノバ・セラピューティクス社（米国）と抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）（一般名：rigosertib）2剤の日本及び韓国における独占の開発権及び独占の販売権の供与を受けるライセンス契約を締結しました。本開発品につきましては、血液がんの一種である再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする国内第 相臨床試験（SyB L-1101（注射剤））の準備を進めました。

## 海外

SyB L-0501につきましては、シンガポールにおいて販売が順調に推移しました。また、韓国においては、平成23年5月31日に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫を適応症として承認され、平成23年10月より販売を開始しました。なお、シンガポールと韓国では、国内と同様、エーザイを通じて販売を行っています。

その他、台湾におきましても業務提携先であるイノファーマックス社（台湾）により、製造販売承認取得に向けた申請後の当局対応が進められた結果、平成23年10月18日に当局より製造販売承認を取得しました。

### (3) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権及びたな卸資産の増加、税引前当期純損失の計上等に伴う営業活動による資金の減少、有価証券及び固定資産の取得等に伴う投資活動による資金の減少があったものの、第三者割当増資及び株式上場による資金調達に伴う財務活動による資金の増加等により、前期末に比べ2,395,213千円増加し当期末には6,310,978千円となりました。

当期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

仕入債務307,784千円、未払金153,739千円の増加等により合計570,394千円の増加要因があったものの、税引前当期純損失2,100,713千円、売上債権の増加156,474千円、たな卸資産の増加207,467千円等合計2,644,451千円の減少要因により、2,074,057千円の減少となりました。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得等による資金の減少201,283千円等により、117,356千円の減少となりました。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

第三者割当増資及び株式上場に伴う新株発行による収入4,627,560千円等により4,610,820千円の増加となりました。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、以下における事項が、特に重要な影響を及ぼすと考えております。

#### 提携による収益について

当社は業務提携先との契約締結にあたり、契約一時金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーンおよび医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティといった対価を受け入れる契約形態を採用しております。これは、当社単独での医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いことから、研究開発費およびリスクを提携先と共同で負担することにより当社の負担を軽減することを目的とするものです。

#### 研究開発費について

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、がん・血液・自己免疫疾患を中心に、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うことであり、当社では、開発本部を中心に導入候補品の評価、承認取得に向けた新薬開発業務を行っています。

また、第7期事業年度における研究開発費の総額は1,945,029千円と、販売費及び一般管理費の71.4%を占めており、今後も高水準の研究開発費が発生するものと予測しております。

### (5) 資金の財源及び資金の流動性について

当社は、新規開発品の導入と、その開発に対して積極的に資金を投下しておりますが、当社は創業間もないベンチャー企業であり、また開発第1号品であるSyB L-0501の販売収益がこれらの資金需要を賄うには未だ十分ではないことから、これらの資金は、主に株式の第三者割当により調達しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の主なものは、販売管理ソフトウェアの導入費9,100千円等であり、総額15,605千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	リース資産	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	2,468	14,938	9,541	3,189	30,137	71 (12)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 本社については建物を賃借しており、年間賃借料は46,809千円であります。  
 3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等(平成23年12月31日現在)  
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等(平成23年12月31日現在)  
 該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

(注)平成23年6月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より36,000,000株増加し、56,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,130,900	19,130,900	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
計	19,130,900	19,130,900	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### <1>平成17年6月20日臨時株主総会決議(第1回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	3,610	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	361,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	500	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2.新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3.行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## &lt;2&gt; 平成17年6月22日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	20	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	2,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	500	-
新株予約権の行使期間	自平成19年6月23日 至平成27年6月22日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5 . 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

<3> 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	50	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	5,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,000	-
新株予約権の行使期間	自平成19年12月2日 至平成27年9月1日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 . 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2 . 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3 . 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

## &lt;4&gt; 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	845	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	84,500	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成27年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年 2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

< 5 > 平成18年 3月31日定時株主総会決議（第 6 回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 2月29日)
新株予約権の数(個)(注) 1	130	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	13,000	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	1,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 4月19日 至 平成28年 3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株の100分の 1 に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

## &lt;6&gt; 平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,560	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	156,000	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社と



なる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<7> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	190	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	19,000	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年12月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

< 8 > 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	540	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	54,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社と

なる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<9> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	240	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	24,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	-
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

## &lt;10&gt; 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	250	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	25,000	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月3日 至平成29年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<11> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	730	230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	73,000	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。



## &lt;12&gt; 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,210	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	121,000	61,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<13> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,870	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	187,000	28,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<14> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,390	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	139,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	-
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- 6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<15> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第16回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	850	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	85,000	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<16> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第17回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	710	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	71,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<17> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第18回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	800	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	80,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	-
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

## &lt;18&gt; 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第19回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	125	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	12,500	2,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 当社の取締役及び従業員が保有する新株予約権について、平成24年2月24日に保有者が放棄し消滅しました。

<19> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第20回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	3,610	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	361,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	600	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## &lt;20&gt; 平成22年3月30日定時株主総会決議（第21回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	2,765	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	276,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	600	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主

総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

<21> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第22回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,530	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	153,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	600	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

- 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

<22> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第23回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	32,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	600	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年10月15日 至平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主



総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

<23> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第24回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,920	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	192,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	700	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年3月31日 至平成33年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (d) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## &lt;24&gt; 平成23年3月30日定時株主総会決議（第25回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,920	1,915
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	192,000	191,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	700	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年3月31日 至平成33年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

(a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。

(b) 当社または当社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合。

(c) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。

(d) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年11月2日 (注) 1	666	54,493	49,950	1,583,500	49,950	1,553,500
平成20年4月3日 (注) 2	4,120	58,613	309,000	1,892,500	309,000	1,862,500
平成21年3月17日 (注) 3	7,404	66,017	444,240	2,336,740	444,240	2,306,740
平成21年4月15日 (注) 4	83	66,100	4,980	2,341,720	4,980	2,311,720
平成21年11月25日 (注) 5	3,334	69,434	100,020	2,441,740	100,020	2,411,740
平成21年11月26日 (注) 6	6,668	76,102	200,040	2,641,780	200,040	2,611,780
平成21年11月27日 (注) 7	5,832	81,934	174,960	2,816,740	174,960	2,786,740
平成21年11月30日 (注) 8	8,334	90,268	250,020	3,066,760	250,020	3,036,760
平成21年12月17日 (注) 9	830	91,098	24,900	3,091,660	24,900	3,061,660
平成21年12月28日 (注) 10	9,553	100,651	286,590	3,378,250	286,590	3,348,250
平成22年1月28日 (注) 11	1,916	102,567	57,480	3,435,730	57,480	3,405,730
平成22年5月10日 (注) 12	5,000	107,567	150,000	3,585,730	150,000	3,555,730
平成22年5月11日 (注) 13	840	108,407	25,200	3,610,930	25,200	3,580,930
平成22年5月21日 (注) 14	3,330	111,737	99,900	3,710,830	99,900	3,680,830
平成23年2月17日 (注) 15	11,032	122,769	386,120	4,096,950	386,120	4,066,950
平成23年2月25日 (注) 16	17,368	140,137	607,880	4,704,830	607,880	4,674,830
平成23年4月21日 (注) 17	22	140,159	770	4,705,600	770	4,675,600
平成23年4月26日 (注) 18	150	140,309	5,250	4,710,850	5,250	4,680,850
平成23年6月2日 (注) 19	13,890,591	14,030,900	-	4,710,850	-	4,680,850
平成23年10月19日 (注) 20	5,100,000	19,130,900	1,313,760	6,024,610	1,313,760	5,994,610

- (注) 1. 有償第三者割当  
発行価格 150,000円  
資本組入額 75,000円  
割当先: 株式会社医学生物学研究所
2. 有償第三者割当  
発行価格 150,000円  
資本組入額 75,000円  
割当先: セファロン インク
3. 有償第三者割当  
発行価格 120,000円  
資本組入額 60,000円  
割当先: セファロン インク
4. 有償第三者割当  
発行価格 120,000円  
資本組入額 60,000円  
割当先: 三菱UFJベンチャーファンド二号投資事業有限責任組合
5. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: セファロン インク
6. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: 早稲田1号投資事業有限責任組合、ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合
7. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: NIFSMBC-V2006S 3 投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S 1 投資事業有限責任組合、他 3 名
8. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: エーザイ株式会社
9. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: 東洋証券 3号投資事業組合
10. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: 信金キャピタル二号投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合 ハンズオン1号、他 9 名
11. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: 安田企業投資 4号投資事業有限責任組合、学校法人早稲田大学
12. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: 早稲田グローバル1号投資事業有限責任組合
13. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先: シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合

14. 有償第三者割当  
発行価格 60,000円  
資本組入額 30,000円  
割当先：ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、他3名
15. 有償第三者割当  
発行価格 70,000円  
資本組入額 35,000円  
割当先：セファロン インク
16. 有償第三者割当  
発行価格 70,000円  
資本組入額 35,000円  
割当先：ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、他2名
17. 有償第三者割当  
発行価格 70,000円  
資本組入額 35,000円  
割当先：尾川修
18. 有償第三者割当  
発行価格 70,000円  
資本組入額 35,000円  
割当先：前川裕貴他8名
19. 株式分割（1：100）によるものであります。
20. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）  
発行価格 560円  
引受価額 515.20円  
資本組入額 257.60円  
払込金総額 2,627百万円

（6）【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	18	78	2	6	4,734	4,840	-
所有株式数（単元）	-	3,267	2,519	20,312	26,190	100	138,918	191,306	300
所有株式数の割合（%）	-	1.71	1.32	10.62	13.69	0.05	72.62	100.00	-

（注）自己株式75株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

## (7)【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
吉田文紀	東京都渋谷区	3,030,000	15.84
Cephalon, INC. セファロン インク (常任代理人 テバファーマスー ティカル株式会社)	41 MOORESROAD FRAZER, PENNSYLVANIA 19355, USA (東京都港区虎ノ門五丁目1番5号)	2,589,000	13.53
ジャフコV2 共有投資事業有限責 任組合(注)	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,308,800	12.07
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川四丁目6番10号	833,400	4.36
早稲田1号投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	684,000	3.58
早稲田グローバル1号投資事業有 限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	500,000	2.61
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	313,400	1.64
TNPオンザロード1号投資事業有 限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番1 号	254,000	1.33
ジャフコV2-W投資事業有限責任 組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	230,500	1.20
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号	200,000	1.05
計	-	10,943,100	57.20

(注) 前事業年度で主要株主でなかったジャフコV2 共有投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在では主要株主となっておりません。

## (8)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,130,600	191,306	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 300		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	19,130,900		
総株主の議決権		191,306	

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。



## 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

< 1 > 平成17年 6月20日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

決議年月日	平成17年 6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 6 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

< 2 > 平成17年 6月22日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

決議年月日	平成17年 6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

## &lt;3&gt; 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- （注）1．平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。
- 2．本決議によって発行された新株予約権は、平成24年2月24日に保有者が放棄し、消滅したことから、本報告書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。

## &lt;4&gt; 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 16 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- （注）平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

## &lt; 5 &gt; 平成18年3月31日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 3 社外協力者 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## &lt; 6 &gt; 平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 2 当社従業員 16 社外協力者 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<7> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<8> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<9> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本決議によって発行された新株予約権は、平成24年2月24日に保有者が放棄し、消滅したことから、本報告書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。

<10> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<11> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<12> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 33 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<13> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<14> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 40
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本決議によって発行された新株予約権は、平成24年2月24日に保有者が放棄し、消滅したことから、本報告書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。

<15> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第16回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<16> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第17回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<17> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第18回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 45
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本決議によって発行された新株予約権は、平成24年2月24日に保有者が放棄し、消滅したことから、本報告書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。

<18> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第19回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-



<19> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第20回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<20> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第21回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<21> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第22回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<22> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第23回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載していません。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<23> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第24回新株予約権）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載していません。
株式の数（株）（注）1	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<24> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第25回新株予約権）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 59
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載していません。
株式の数（株）（注）1	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<25> 平成24年3月29日定時株主総会決議（第26回新株予約権）

決議年月日	平成24年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）（注）1	390,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	570
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てます。

$$（調整後株式数） = （調整前株式数） \times （分割・併合の比率）$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2．新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの行使価額に、新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とします。

1株当たりの行使価額は金570円とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整をします。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- (i) 各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。
  - (ii) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。
    - (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
    - (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
    - (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。
  - (iii) 本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。
  - (iv) 本新株予約権者が
    - (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
    - (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
  - (v) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
  - (vi) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	75	17,775
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	75	-	75	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は創業以来配当を実施しておりません。

当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいり所存です。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。また、期末配当・中間配当のほか、「基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)	-	-	-	-	546
最低(円)	-	-	-	-	227

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

なお、平成23年10月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月
最高(円)	-	-	-	450	339	546
最低(円)	-	-	-	312	242	227

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

なお、平成23年10月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長執行役員 (CEO)	吉田 文紀	昭和24年1月19日生	昭和55年1月 日本バイオラッドラボラトリーズ株式会社設立 代表取締役社長 平成3年7月 日本シンテックス株式会社 代表取締役社長 平成5年5月 アムジェン株式会社 代表取締役社長 米国アムジェン社 副社長 平成17年3月 当社設立 代表取締役社長兼CEO (現任)	(注) 1	3,030,000
取締役	常務執行役員 開発本部長	尾川 修	昭和24年1月15日生	平成15年2月 ヤンセンファーマ株式会社 開発企画部長 平成18年7月 同社 開発企画部長兼総括製造販売責任者 平成19年4月 当社 執行役員事業開発本部長 平成19年7月 当社 常務執行役員(COO) 平成19年12月 当社 取締役兼常務執行役員(COO) 平成20年4月 当社 取締役兼常務執行役員開発本部長兼安全性情報部長 平成21年4月 当社 取締役兼常務執行役員開発本部長(現任)	(注) 1	2,200
取締役	常務執行役員 CFO	前川 裕貴	昭和42年8月31日生	平成2年4月 日本生命保険相互会社入社 平成17年11月 株式会社そーせい経営企画部長 平成18年11月 そーせいグループ株式会社代表執行役員副社長 株式会社そーせい代表取締役 平成21年7月 当社 執行役員管理本部長 平成21年9月 当社 執行役員管理本部長兼経営企画部長兼財務経理部長 平成22年3月 当社 取締役兼執行役員管理本部長兼財務経理部長 平成22年5月 当社 取締役兼執行役員 CFO 管理本部長 平成23年3月 当社 取締役兼常務執行役員 CFO 管理本部長 平成24年2月 当社 取締役兼常務執行役員 CFO (現任)	(注) 1	3,000
取締役	-	江端 貴子	昭和34年12月22日生	平成15年3月 アムジェン株式会社 取締役 平成18年6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役 平成19年4月 東京大学 広報室 特任准教授 平成21年8月 衆議院議員(現任) 平成24年3月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-
取締役	-	Lowell Sears	昭和26年2月27日生	昭和61年8月 米国アムジェン社 財務部長兼企画部長 昭和63年10月 同社 最高財務責任者兼アジア太平洋地域担当上級副社長 平成6年4月 シアーズ・キャピタル・マネジメント・インク 会長兼最高経営責任者(現任) 平成17年9月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	George Morstyn	昭和25年12月28日生	昭和58年9月 ルートヴィヒ癌研究所(オーストラリア) 平成3年3月 米国アムジェン社 上級副社長 グローバルディベロップメント兼 CMO 平成17年9月 当社サイエンティフィック・アドバイザリー・ボード(SAB)メンバー 平成19年7月 当社サイエンティフィック・アドバイザリー・ボード(SAB)議長(現任) 平成21年3月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-
常勤監査役	-	大泉 浩志	昭和28年9月24日生	平成14年4月 ハートフォード生命保険株式会社 監査部長 平成16年12月 ファイザー株式会社 監査部長 平成19年3月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社 常勤監査役 平成23年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	一條 實昭	昭和20年8月6日生	昭和48年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 昭和57年1月 同事務所 パートナー(現任) 平成18年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	島崎 主税	昭和32年10月14日生	昭和56年11月 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 昭和63年2月 公認会計士島崎事務所開設(現在に至る) 平成17年4月 高千穂大学院兼任講師 平成19年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
計						3,035,200

- (注) 1. 取締役の任期は、平成23年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成23年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役 江端貴子、Lowell Sears及びGeorge Morstynは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役 後藤雅彦は、平成24年3月29日付で監査役を退任しております。
5. 常勤監査役 大泉浩志、監査役 一條實昭及び島崎主税は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部門に於ける業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、上記の執行役員を兼務する取締役3名を除く1名は次のとおりであります。
- 秦 小? 執行役員 CSO (Chief Scientific Officer) 兼開発本部メディカルディレクター



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

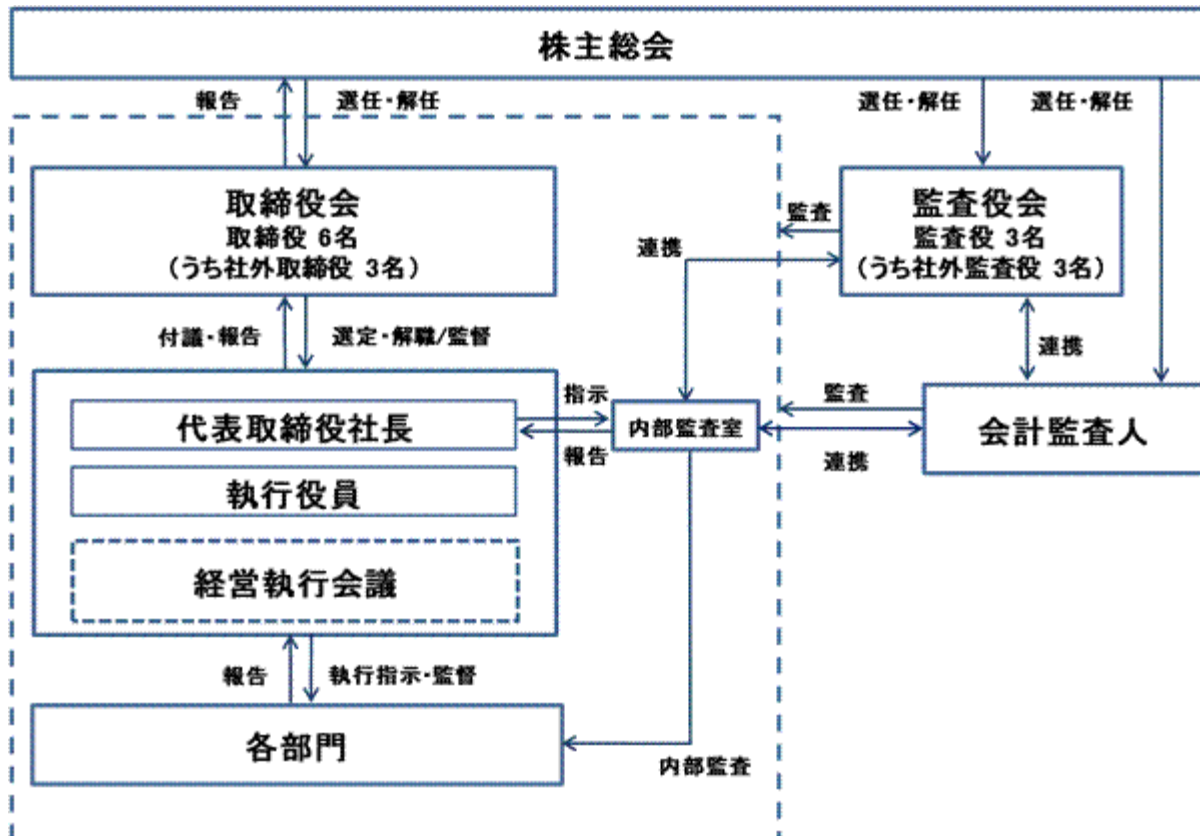
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、共創・共生の「志」に基づいて設立されました。患者さんを中心にして、科学者・医師・行政・株主が支えあう関係こそが当社が目指す理念であり、負うべき使命であります。この理念を追求することこそが当社の企業価値を向上させるとの認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めております。

会社の機関の内容

当社は、会社法に規定している取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の内部統制システムの概要図は以下の通りです。



取締役会の状況

取締役会は取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、当社の経営に関する重要な意思決定並びに法令で定められた事項の決定を行っております。

取締役会は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役は活発に質問するとともに、各々の専門的な立場から積極的に提言を行っております。

なお、当社では、意思決定と業務執行の迅速化を図るために、経営の重要な意思決定・業務執行の監督機能と、業務執行機能を区分し、前者を取締役会が、後者を執行役員が担っております。

監査役会及び監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担等に従い、取締役会やその他の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役の職務の執行状況を監査しています。監査役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役会は、3名（全員が社外監査役）で構成されており、うち1名は常勤監査役です。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監査機能を強化しております。

経営執行会議

経営戦略及び経営上の重要な案件については、原則として月2回開催される経営執行会議において討議を行うことにより、事業の円滑な運営に努めております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、専任の内部監査室長を選任しております。内部監査室長は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき監査を実施しております。各部門の監査結果及び改善措置については、内部監査室長から代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し指摘・改善提案を行い、改善状況を継続的に確認しております。

さらに当社は、開発本部に薬事監査部を設置し、専任の薬事監査部長を選任しており、内部監査室長は、薬事監査部から報告を受け、薬事監査を含めた会社全体の内部監査業務を担っております。

会計監査の状況

当社は株主総会で選任された新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数、並びに監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りであります。

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	古川 康信	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	鈴木 真一郎	
	吉田 英志	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(b) 監査業務における補助者

公認会計士 1名 その他 5名

監査役及び内部監査、並びに会計監査人の連携

監査役及び内部監査室長、並びに会計監査人は、其々が独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

当社監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

当社監査役は、内部監査室長より、各事業年度の内部監査計画及び内部監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

内部統制システムの整備の状況等

当社の内部統制システムといたしましては、コーポレート・ガバナンスの健全性を保つため、基本方針を以下のように定め、各職務を執行しております。

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、企業行動憲章を代表取締役社長が、繰返しその精神の遵守を取締役、監査役及び使用人（契約社員、派遣社員、業務委託社員を含む）に求めることにより、法令遵守及び倫理維持（「コンプライアンス」）をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ・ 当社は、管理部門担当役員を委員長とし、本部長または関係部署長を委員とするコンプライアンス委員会が中心になってコンプライアンスを推進しています。
- ・ 当社は、社外に常設のコンプライアンス・ホットラインを通して、不正行為の早期発見と是正に努めています。また、社内にも全てのコンプライアンス問題に関する通報窓口を通して、社員等からの相談を受ける体制を構築しています。
- ・ 社長直轄の内部監査室は、経営の品質保証のため、内部統制の整備及び運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、及びコンプライアンスの観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行っています。
- ・ 当社は、良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行います。更に当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し毅然として対決します。

- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社は、総務部長を文書取扱の統轄管理責任者とし、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係わる情報を含む重要な文書等は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理しています。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、リスク管理に関する基本方針と関連規程に基づき、リスク管理を行っています。平時には管理部門担当役員を委員長とする常設のリスクマネジメント委員会において、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行っています。また、緊急事態には代表取締役社長を対策本部長とし、対策本部を設置して、緊急事態に対応する方針です。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役及び社員は、「取締役会規程」及び「決裁規程」等に基づく適正な意思決定ルールに従い、職務を執行しています。
  - ・ 当社は、代表取締役社長の的確な判断を補佐するため、「経営執行会議規程」に基づき、経営執行会議を定期的に開催しています。
  - ・ 当社は、長期経営計画を策定し、事業を展開しております。また、年度ごとの事業計画に数値目標を含め、業績評価と予算管理を行い、その達成状況を、毎月取締役会に報告しています。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・ 当社は、監査役は、必要に応じて監査担当者の任命を代表取締役社長に要請することができるものとし、代表取締役社長は、その要請を受けた場合には、必要な範囲内で監査担当者を任命します。
  - ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けません。
  - ・ 監査役による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けます。
  - ・ 取締役及び執行役員は、当社に著しい損害、若しくは影響を及ぼす事実を発見した場合、速やかに監査役に報告します。
  - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため取締役会の他、経営執行会議その他の重要会議に出席することができます。
  - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で意見交換会を開催しています。

#### 取締役等に対する報酬

当事業年度に計上した当社の取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

役員区分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役) (注)2	76,449 (9,751)	76,449 (9,751)	- (-)	- (-)	- (-)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	21,822 (21,822)	21,822 (21,822)	- (-)	- (-)	- (-)	4名 (4名)

- (注) 1. 当社の株主総会決議による報酬限度額は、取締役が1億3,000万円、監査役が3,000万円です。  
 2. 平成23年3月30日付で取締役を退任した松田修一社外取締役を含みます。

#### 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係

当社は、取締役 Lowell Searsに新株予約権750個、取締役 George Morstynに新株予約権850個を付与しております。その他、人的關係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

当社は、平成24年3月29日付けで監査役を退任した後藤雅彦に新株予約権350個を付与しております。その他、人的關係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

当社は、監査役 一條實昭が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所と取引關係があります。その他、人的關係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

#### 取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、取締役会の決議により取締役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

#### 監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、取締役会の決議により監査役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

#### 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

#### 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

#### 取締役の定数・取締役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、取締役の定数につき、10名以内とする旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 監査役の定数・監査役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、監査役の定数につき、4名以内とする旨を定款に定めています。

また、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

監査役の解任決議については、会社法と異なる別段の定めはありません。

#### 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

当社は、社外取締役及び社外監査役に、それぞれの職務での豊富な経験・知識に基づく視点を生かし、客観的・中立的な立場から経営の監視と助言を行うことができる人材を選任しております。

社外取締役3名は、製薬業界での取締役の経験で培われた知識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できるものと考えております。

また、社外監査役は、独立した立場からそれぞれの豊富な経験・知見を生かし、取締役会において積極的に発言することで経営の監視機能を果たしており、他の監査役、内部監査部門、会計監査人等と連携し、経営監視機能の充実に努めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

#### 中間配当

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。また、期末配当・中間配当のほか、「基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会であります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
13,000	-	15,500	-

## 【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

監査人員数、監査日程等を勘案した上で決定し、監査役会において同意しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加するなどの取組みを行っております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,314,484	4,558,714
売掛金	5,934	162,409
有価証券	1,701,323	1,952,533
商品及び製品	-	207,467
前払費用	101,905	79,038
立替金	86,081	124,589
未収消費税等	-	69,571
その他	3,070	24,067
流動資産合計	4,212,800	7,178,392
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	7,358	7,358
建物(純額)	4,726	4,889
2,631	2,631	2,468
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	30,987	32,410
工具、器具及び備品(純額)	11,691	17,471
19,295	19,295	14,938
有形固定資産合計	21,927	17,407
無形固定資産		
ソフトウェア	772	9,541
リース資産	-	3,189
無形固定資産合計	772	12,730
投資その他の資産		
長期前払費用	-	24,300
敷金及び保証金	27,282	23,264
投資その他の資産合計	27,282	47,564
固定資産合計	49,982	77,702
資産合計	4,262,783	7,256,094

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,168	308,953
リース債務	-	719
未払金	124,323	277,898
未払法人税等	10,702	19,073
未払消費税等	8,107	-
前受金	1,382	1,382
その他	32,200	37,719
流動負債合計	177,884	645,746
固定負債		
リース債務	-	2,691
退職給付引当金	1,835	2,092
固定負債合計	1,835	4,783
負債合計	179,719	650,529
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,710,830	6,024,610
資本剰余金		
資本準備金	3,680,830	5,994,610
資本剰余金合計	3,680,830	5,994,610
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,308,577	5,413,091
利益剰余金合計	3,308,577	5,413,091
自己株式	-	17
株主資本合計	4,083,082	6,606,110
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	546
評価・換算差額等合計	18	546
純資産合計	4,083,064	6,605,564
負債純資産合計	4,262,783	7,256,094



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<b>売上高</b>		
商品売上高	325,650	1,632,471
権利収入	1,124,322	250,050
売上高合計	1,449,972	1,882,521
<b>売上原価</b>		
商品期首たな卸高	-	-
当期商品仕入高	238,183	1,433,633
合計	238,183	1,433,633
他勘定振替高	-	4 1,981
商品期末たな卸高	-	207,467
商品売上原価	238,183	1,224,185
売上総利益	1,211,789	658,336
販売費及び一般管理費	1, 2 1,824,582	1, 2 2,725,182
営業損失( )	612,793	2,066,846
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,014	863
有価証券利息	2,420	2,559
助成金収入	8,213	51,891
その他	1,077	1,068
営業外収益合計	12,725	56,382
<b>営業外費用</b>		
支払利息	-	668
有価証券売却損	7,926	-
支払手数料	10,376	21,967
株式交付費	2,328	16,721
為替差損	4,951	9,895
株式公開費用	12,725	35,665
その他	0	-
営業外費用合計	38,308	84,919
経常損失( )	638,375	2,095,382
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	3 132	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,331
特別損失合計	132	5,331
税引前当期純損失( )	638,507	2,100,713
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純損失( )	642,307	2,104,513

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	3,378,250	3,710,830
当期変動額		
新株の発行	332,580	2,313,780
当期変動額合計	332,580	2,313,780
当期末残高	3,710,830	6,024,610
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	3,348,250	3,680,830
当期変動額		
新株の発行	332,580	2,313,780
当期変動額合計	332,580	2,313,780
当期末残高	3,680,830	5,994,610
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	3,348,250	3,680,830
当期変動額		
新株の発行	332,580	2,313,780
当期変動額合計	332,580	2,313,780
当期末残高	3,680,830	5,994,610
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	2,666,269	3,308,577
当期変動額		
当期純損失( )	642,307	2,104,513
当期変動額合計	642,307	2,104,513
当期末残高	3,308,577	5,413,091
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	2,666,269	3,308,577
当期変動額		
当期純損失( )	642,307	2,104,513
当期変動額合計	642,307	2,104,513
当期末残高	3,308,577	5,413,091
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	17
当期変動額合計	-	17
当期末残高	-	17

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	4,060,230	4,083,082
当期変動額		
新株の発行	665,160	4,627,560
当期純損失( )	642,307	2,104,513
自己株式の取得	-	17
当期変動額合計	22,852	2,523,028
当期末残高	4,083,082	6,606,110
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	6,471	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,453	527
当期変動額合計	6,453	527
当期末残高	18	546
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	6,471	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,453	527
当期変動額合計	6,453	527
当期末残高	18	546
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	4,053,758	4,083,064
当期変動額		
新株の発行	665,160	4,627,560
当期純損失( )	642,307	2,104,513
自己株式の取得	-	17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,453	527
当期変動額合計	29,305	2,522,500
当期末残高	4,083,064	6,605,564

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	638,507	2,100,713
減価償却費	6,519	8,167
差入保証金償却額	332	2,398
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,331
退職給付引当金の増減額( は減少)	268	257
受取利息	3,435	3,422
支払利息	-	668
為替差損益( は益)	5,235	23,647
株式交付費	2,328	16,721
支払手数料	10,376	21,967
固定資産除却損	132	-
売上債権の増減額( は増加)	5,934	156,474
たな卸資産の増減額( は増加)	-	207,467
前払費用の増減額( は増加)	58,295	11,728
立替金の増減額( は増加)	31,887	38,507
未収消費税等の増減額( は増加)	9,147	69,571
その他の流動資産の増減額( は増加)	749	20,592
長期前払費用の増減額( は増加)	-	24,300
仕入債務の増減額( は減少)	1,168	307,784
未払金の増減額( は減少)	57,859	153,739
未払消費税等の増減額( は減少)	8,107	8,107
前受金の増減額( は減少)	1,382	-
その他の流動負債の増減額( は減少)	20,476	13,889
その他	290	404
小計	730,904	2,062,451
利息及び配当金の受取額	3,988	3,688
コミットメントフィーの支払額	22,500	10,829
利息の支払額	-	664
法人税等の支払額	4,555	3,800
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>753,971</b>	<b>2,074,057</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	200,905	201,283
有価証券の償還による収入	100,000	100,000
有形固定資産の取得による支出	14,157	1,422
無形固定資産の取得による支出	-	10,940
敷金及び保証金の差入による支出	844	4,257
敷金及び保証金の回収による収入	273	546
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>115,633</b>	<b>117,356</b>

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	665,160	4,627,560
株式の発行による支出	2,328	16,721
自己株式の取得による支出	-	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	662,832	4,610,820
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,236	24,193
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	205,536	2,395,213
現金及び現金同等物の期首残高	4,121,301	3,915,765
現金及び現金同等物の期末残高	3,915,765	6,310,978

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券            時価のあるもの            決算日の市場価格等に基づく時価法            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。</p> <p>時価のないもの            移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券            時価のあるもの            同左</p> <p>時価のないもの            同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p>	<p>同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)            定額法によっております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物 2～18年            工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)            定額法によっております。            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産            リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。            なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)            同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)            同左</p> <p>(3) リース資産            同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費            全額発生時の費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費            同左</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失は、それぞれ1,906千円増加し、税引前当期純損失及び当期純損失は、それぞれ7,238千円増加しております。</p>

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>前事業年度まで「売上高」として一括掲記しておりましたが、「SyB L-0501」の販売が開始されたことに伴い、売上の内容を明確化するため、当事業年度より「商品売上高」「権利収入」に区分掲記しております。なお、前事業年度に含まれる「商品売上高」「権利収入」はそれぞれ - 千円、1,191,127千円であります。</p>	



## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)												
<p>1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,350,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	1,350,000千円	<p>1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,350,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	1,350,000千円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	1,350,000千円												
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	1,350,000千円												

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)																								
<p>1 販売費に属する費用の割合は1.8%、一般管理費に属する費用の割合は98.2%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">85,836千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">256,427千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">638千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">1,118,182千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,525千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。また、その総額は、1,118,182千円であります。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は、下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">132千円</td> </tr> </table> <p>4</p>	役員報酬	85,836千円	給与手当	256,427千円	退職給付費用	638千円	研究開発費	1,118,182千円	減価償却費	2,525千円	工具、器具及び備品	132千円	<p>1 販売費に属する費用の割合は1.4%、一般管理費に属する費用の割合は98.6%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">98,271千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">265,620千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">713千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">1,945,029千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">7,653千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。また、その総額は、1,945,029千円であります。</p> <p>3</p> <p>4 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,981千円</td> </tr> </table>	役員報酬	98,271千円	給与手当	265,620千円	退職給付費用	713千円	研究開発費	1,945,029千円	減価償却費	7,653千円	販売費及び一般管理費	1,981千円
役員報酬	85,836千円																								
給与手当	256,427千円																								
退職給付費用	638千円																								
研究開発費	1,118,182千円																								
減価償却費	2,525千円																								
工具、器具及び備品	132千円																								
役員報酬	98,271千円																								
給与手当	265,620千円																								
退職給付費用	713千円																								
研究開発費	1,945,029千円																								
減価償却費	7,653千円																								
販売費及び一般管理費	1,981千円																								

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	100,651	11,086	-	111,737
合計	100,651	11,086	-	111,737

(注) 普通株式の発行済株式数の増加11,086株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権		-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	111,737	19,019,163	-	19,130,900
合計	111,737	19,019,163	-	19,130,900
自己株式				
普通株式(注2)	-	75	-	75
合計	-	75	-	75

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加19,019,163株は、第三者割当による新株の発行による増加28,572株、募集による新株の発行による増加5,100,000株、及び平成23年6月2日付で1株を100株の割合で株式分割を行ったことによる増加13,890,591株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加75株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権		-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在)	
(千円)		(千円)	
現金及び預金勘定	2,314,484	現金及び預金勘定	4,558,714
有価証券勘定	1,701,323	有価証券勘定	1,952,533
取得日から償還日までの 期間が3ヶ月を超える債 券	100,043	取得日から償還日までの 期間が3ヶ月を超える債 券	200,270
現金及び現金同等物	3,915,765	現金及び現金同等物	6,310,978

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,415</td> <td style="text-align: right;">2,314</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">22,660</td> <td style="text-align: right;">21,323</td> <td style="text-align: right;">1,337</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">25,075</td> <td style="text-align: right;">23,637</td> <td style="text-align: right;">1,437</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,547千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,547千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6,533千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6,003千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">169千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	2,415	2,314	100	ソフトウェア	22,660	21,323	1,337	合計	25,075	23,637	1,437	1年内	1,547千円	1年超	-千円	合計	1,547千円	支払リース料	6,533千円	減価償却費相当額	6,003千円	支払利息相当額	169千円	<p>(借主側) ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,561千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,437千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	-	-	-	ソフトウェア	-	-	-	合計	-	-	-	1年内	-千円	1年超	-千円	合計	-千円	支払リース料	1,561千円	減価償却費相当額	1,437千円	支払利息相当額	14千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
工具、器具及び備品	2,415	2,314	100																																																						
ソフトウェア	22,660	21,323	1,337																																																						
合計	25,075	23,637	1,437																																																						
1年内	1,547千円																																																								
1年超	-千円																																																								
合計	1,547千円																																																								
支払リース料	6,533千円																																																								
減価償却費相当額	6,003千円																																																								
支払利息相当額	169千円																																																								
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																						
工具、器具及び備品	-	-	-																																																						
ソフトウェア	-	-	-																																																						
合計	-	-	-																																																						
1年内	-千円																																																								
1年超	-千円																																																								
合計	-千円																																																								
支払リース料	1,561千円																																																								
減価償却費相当額	1,437千円																																																								
支払利息相当額	14千円																																																								

(金融商品関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、パイプラインの開発計画に照らし、必要な資金(主に第三者割当)を調達しております。一時的な余資は、安全性を最優先に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、共同開発に係る立替金は、顧客ないし共同開発パートナーの信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、元本割れのリスクを極力排した商品を選定していますが、市場価格の変動リスクはゼロではありません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

有価証券については、資金管理規程に従い、一定程度を上回る格付けや運用期間等で、元本割れリスクを極力排しております。

外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対しては、その発生頻度を勘案し、外貨建て預金等の保有リスクの方がより高いことから、受入時または支払時の直物為替にて決済しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,314,484	2,314,484	-
(2) 売掛金	5,934	5,934	-
(3) 有価証券	1,701,323	1,701,323	-
(4) 立替金	86,081	86,081	-
資産計	4,107,824	4,107,824	-
(1) 買掛金	1,168	1,168	-
(2) 未払金	124,323	124,323	-
(3) 未払法人税等	10,702	10,702	-
(4) 未払消費税等	8,107	8,107	-
負債計	144,301	144,301	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

債券は金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金(貸借対照表計上額27,282千円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,314,458	-	-	-
売掛金	5,934	-	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	100,000	-	-	-
(2) その他	1,601,280	-	-	-
立替金	86,081	-	-	-
合計	4,107,755	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、パイプラインの開発計画に照らし、必要な資金(主に第三者割当及び募集による株式発行)を調達しております。一時的な余資は、安全性を最優先に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、共同開発に係る立替金は、顧客ないし共同開発パートナーの信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、元本割れのリスクを極力排した商品を選定していますが、市場価格の変動リスクはゼロではありません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、マーケティング部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

有価証券については、資金管理規程に従い、一定程度を上回る格付けや運用期間等で、元本割れリスクを極力排しております。

外貨建での営業債権債務に係る為替変動リスクに対しては、その発生頻度を勘案し、外貨建て預金等の保有リスクの方がより高いことから、受入時または支払時の直物為替にて決済しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,558,714	4,558,714	-
(2) 売掛金	162,409	162,409	-
(3) 有価証券	1,952,533	1,952,533	-
(4) 立替金	124,589	124,589	-
(5) 未収消費税等	69,571	69,571	-
資産計	6,867,818	6,867,818	-
(1) 買掛金	308,953	308,953	-
(2) リース債務(短期)	719	719	-
(3) 未払金	277,898	277,898	-
(4) 未払法人税等	19,073	19,073	-
(5) リース債務(長期)	2,691	2,691	-
負債計	609,336	609,336	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金、(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

債券は金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務(短期)、(5) リース債務(長期)

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金(貸借対照表計上額23,264千円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記表には含めておりません。



## (注) 3 . 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,558,543	-	-	-
売掛金	162,409	-	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	200,000	-	-	-
(2) その他	1,752,263	-	-	-
立替金	124,589	-	-	-
合計	6,797,976	-	-	-

## (注) 4 . リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務(短期)	719	-	-	-	-	-
リース債務(長期)	-	673	682	692	642	-
合計	719	673	682	692	642	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年12月31日現在)

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	100,043	100,061	18
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,601,280	1,601,280	-
	合計	1,701,323	1,701,342	18

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	117,491	-	7,926
合計	117,491	-	7,926

当事業年度(平成23年12月31日現在)

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	200,270	200,816	546
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,752,263	1,752,263	-
	合計	1,952,533	1,953,079	546

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>												
<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成22年12月31日)</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>1,835千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金( )</td> <td>1,835千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,835千円	退職給付引当金( )	1,835千円	<p>2. 退職給付債務に関する事項(平成23年12月31日)</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>2,092千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金( )</td> <td>2,092千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	2,092千円	退職給付引当金( )	2,092千円				
退職給付債務	1,835千円												
退職給付引当金( )	1,835千円												
退職給付債務	2,092千円												
退職給付引当金( )	2,092千円												
<p>(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)を採用しています。</p>	<p>(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)を採用しています。</p>												
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>268千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>1,151千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用( + )</td> <td>1,419千円</td> </tr> </table>	勤務費用	268千円	確定拠出年金への掛金支払額	1,151千円	退職給付費用( + )	1,419千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>395千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>1,355千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用( + )</td> <td>1,750千円</td> </tr> </table>	勤務費用	395千円	確定拠出年金への掛金支払額	1,355千円	退職給付費用( + )	1,750千円
勤務費用	268千円												
確定拠出年金への掛金支払額	1,151千円												
退職給付費用( + )	1,419千円												
勤務費用	395千円												
確定拠出年金への掛金支払額	1,355千円												
退職給付費用( + )	1,750千円												
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>												

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. スtock・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,900株	普通株式 20株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 470株
付与日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成19年12月2日から 平成27年9月1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,170株	普通株式 450株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成27年9月1日まで	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 520株
付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第9回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 合計5名	当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 660株	普通株式 510株
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 3名 合計9名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 340株	普通株式 820株
付与日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年3月3日から 平成29年3月2日まで	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第13回	第14回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名 社外協力者 12名 合計45名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,700株	普通株式 2,070株
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第15回	第16回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 40名	社外協力者 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,045株	普通株式 850株
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第17回	第18回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 合計4名	当社従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 720株	普通株式 1,150株
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第19回	第20回
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 合計7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125株	普通株式 3,610株
付与日	平成21年3月18日	平成22年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。



	第21回	第22回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 50名	社外協力者 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,265株	普通株式 1,530株
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第23回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 320株
付与日	平成22年10月15日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成24年10月15日から 平成32年10月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
 ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定前				
期首(株)	3,610	20	-	50
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	3,610	20	-	50
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定前				
期首(株)	845	130	1,560	250
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	60
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	845	130	1,560	190
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定前				
期首(株)	540	245	300	730
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	5	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	540	240	300	730
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年 8月29日	平成20年10月 1日	平成20年10月 1日	平成20年10月 1日
権利確定前				
期首(株)	1,270	1,870	1,785	850
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	50	-	315	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	1,220	1,870	1,470	850
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第17回	第18回	第19回	第20回
付与日	平成21年 3月18日	平成21年 3月18日	平成21年 3月18日	平成22年 3月31日
権利確定前				
期首(株)	710	1,045	125	-
付与(株)	-	-	-	3,610
失効(株)	-	210	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	710	835	125	3,610
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第21回	第22回	第23回
付与日	平成22年 3月31日	平成22年 3月31日	平成22年10月15日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	3,265	1,530	320
失効(株)	270	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	2,995	1,530	320
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利行使価格(円)	100,000	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	0	0

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利行使価格(円)	150,000	150,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利行使価格(円)	150,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第17回	第18回	第19回	第20回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成22年3月31日
権利行使価格(円)	120,000	120,000	120,000	60,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第21回	第22回	第23回
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
権利行使価格(円)	60,000	60,000	60,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第20回～第23回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
株式の評価方法	ディスカウント・ キャッシュフロー方 式	同左	同左	同左
当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額(円)	0	0	0	0
当事業年度中に行使されたストック・オプションの行使日における本源的価値の合計額(円)	-	-	-	-

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. ストック・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当事業年度末におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 390,000株	普通株式 2,000株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年 6月21日から 平成27年 6月20日まで	平成19年 6月23日から 平成27年 6月22日まで

(注) 平成23年 6月 2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回	第5回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 47,000株	普通株式 117,000株
付与日	平成17年12月 1日	平成18年 1月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年12月 2日から 平成27年 9月 1日まで	平成20年 2月 1日から 平成27年 9月 1日まで

(注) 平成23年 6月 2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回	第7回
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株	普通株式 200,000株
付与日	平成18年4月18日	平成18年7月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回	第9回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名	当社取締役 3名 当社監査役 2名 合計5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 52,000株	普通株式 66,000株
付与日	平成18年12月4日	平成19年2月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回	第11回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 24名	当社従業員 6名 社外協力者 3名 合計9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 51,000株	普通株式 34,000株
付与日	平成19年2月1日	平成19年3月15日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで	平成21年3月3日から 平成29年3月2日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第12回	第13回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名	当社従業員 33名 社外協力者 12名 合計45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 82,000株	普通株式 170,000株
付与日	平成19年8月29日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。



	第14回	第15回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名	当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 207,000株	普通株式 204,500株
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第16回	第17回
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 14名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 合計4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 85,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成20年10月1日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第18回	第19回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 45名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 115,000株	普通株式 12,500株
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第20回	第21回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名 合計7名	当社従業員 50名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 361,000株	普通株式 326,500株
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第22回	第23回
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 13名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 153,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで	平成24年10月15日から 平成32年10月14日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第24回	第25回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 192,000株	普通株式 195,000株
付与日	平成23年3月31日	平成23年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
 ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第4回	第5回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年12月1日	平成18年1月31日
権利確定前				
期首(株)	361,000	2,000	5,000	84,500
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	361,000	2,000	5,000	84,500
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	361,000	2,000	5,000	84,500
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	361,000	2,000	5,000	84,500

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回	第7回	第8回	第9回
付与日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日	平成19年2月1日
権利確定前				
期首(株)	13,000	156,000	19,000	54,000
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	13,000	156,000	19,000	54,000
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	13,000	156,000	19,000	54,000
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	13,000	156,000	19,000	54,000

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回	第11回	第12回	第13回
付与日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日	平成19年8月29日
権利確定前				
期首(株)	24,000	30,000	73,000	122,000
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	5,000	-	1,000
権利確定(株)	24,000	25,000	73,000	121,000
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	24,000	25,000	73,000	121,000
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	24,000	25,000	73,000	121,000

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第14回	第15回	第16回	第17回
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成21年3月18日
権利確定前				
期首(株)	187,000	147,000	85,000	71,000
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	8,000	-	-
権利確定(株)	187,000	139,000	85,000	71,000
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	187,000	139,000	85,000	71,000
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	187,000	139,000	85,000	71,000

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第18回	第19回	第20回	第21回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
権利確定前				
期首(株)	83,500	12,500	361,000	299,500
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	3,500	-	-	23,000
権利確定(株)	80,000	12,500	-	-
未確定残(株)	-	-	361,000	276,500
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	80,000	12,500	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	80,000	12,500	-	-

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第22回	第23回	第24回	第25回
付与日	平成22年3月31日	平成22年10月15日	平成23年3月31日	平成23年3月31日
権利確定前				
期首(株)	153,000	32,000	-	-
付与(株)	-	-	192,000	195,000
失効(株)	-	-	-	3,000
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	153,000	32,000	192,000	192,000
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

(注) 平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回	第2回	第4回	第5回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年12月1日	平成18年1月31日
権利行使価格(円)	500	500	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回	第7回	第8回	第9回
付与日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日	平成19年2月1日
権利行使価格(円)	1,000	1,500	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	0	0	0

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回	第11回	第12回	第13回
付与日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日	平成19年8月29日
権利行使価格(円)	1,500	1,500	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第14回	第15回	第16回	第17回
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成21年3月18日
権利行使価格(円)	1,200	1,200	1,200	1,200
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第18回	第19回	第20回	第21回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
権利行使価格(円)	1,200	1,200	600	600
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第22回	第23回	第24回	第25回
付与日	平成22年3月31日	平成22年10月15日	平成23年3月31日	平成23年3月31日
権利行使価格(円)	600	600	700	700
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

(注)平成23年6月2日付株式分割(1株を100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第24回～第25回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成23年3月31日	平成23年3月31日
株式の評価方法	ディスカウント・ キャッシュフロー方 式	同左
当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額(円)	0	0
当事業年度中に行使されたストック・オプションの行使日における本源的価値の合計額(円)	-	-

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
一括償却資産償却超過額 1,438	一括償却資産償却超過額 1,702
減価償却資産償却超過額 975	減価償却資産償却超過額 763
繰延資産償却超過額 121,321	繰延資産償却超過額 265,563
未払金否認 4,020	研究開発費否認 345,528
退職給付引当金否認 746	買掛金否認 7,737
未払事業税否認 3,581	未払金否認 27,129
繰越欠損金 1,194,350	退職給付引当金否認 745
繰延税金資産小計 1,326,434	未払事業税否認 6,988
評価性引当額 1,326,434	資産除去債務否認 2,751
繰延税金資産合計 -	繰越欠損金 1,343,142
繰延税金負債	繰延税金資産小計 2,002,052
繰延税金負債合計 -	評価性引当額 2,002,052
繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産合計 -
	繰延税金負債
	繰延税金負債合計 -
	繰延税金資産の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。
3.	3. 法人税率の変更等による影響
	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことにより、翌事業年度以降に適用される繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、当事業年度の40.69%から、平成25年12月期から平成27年12月期までは38.01%に、平成28年12月期以降は35.64%に変更されました。
	この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に与える影響はありません。

## (持分法損益等)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。



(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年12月31日)

当社は、賃貸事務所の不動産賃貸契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金及び保証金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当事業年度の負担に属する金額を損失及び費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
エーザイ株式会社	1,872,471千円	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	セファロン インク	米国ペンシルベニア州	2,634,726 千米ドル	医薬品の開発・製造・卸売	(被所有) 直接13.5	出資 製品の開発・販売に関する業務提携	第三者割当増資の引受 (注1)	772,240		
主要株主	ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区		投資事業組合	(被所有) 直接12.1	出資	第三者割当増資の引受 (注2)	1,063,860		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 平成23年2月17日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
- (注2) 平成23年2月25日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
- (注3) 平成23年2月25日にジャフコV2 共有投資事業有限責任組合は当社の主要株主となりました。取引金額は同日以降のものを記載しております。

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり純資産額 36,541円74銭	1株当たり純資産額 345円28銭
1株当たり当期純損失金額 ( ) 5,933円47銭	1株当たり当期純損失金額 ( ) 143円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
	<p>当社は、平成23年6月2日付で1株を100株の割合で株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 365円42銭</p> <p>1株当たり当期純損失金額 59円33銭 ( )</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
当期純損失( )(千円)	642,307	2,104,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	642,307	2,104,513
期中平均株式数(株)	108,252	14,655,716
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権22種類(新株予約権の数23,750個)。詳細は「第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況] (2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権24種類(新株予約権の数27,185個)。詳細は「第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況] (2)[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)																											
<p>(1) 第三者割当増資の実施について</p> <p>平成23年2月14日開催の当社取締役会において、総額1,988,000千円(1株当たり発行価額70,000円)の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年2月25日に払い込みが完了いたしました。この結果、平成23年2月25日付で、資本金は4,704,830千円、資本準備金は4,674,830千円、発行済株式総数は140,137株となりました。なお、その詳細は以下の通りであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">募集等の方法</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">第三者割当</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">割当先</th> <th style="text-align: center;">発行する株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">割当先及び発行する株式の種類及び数</td> <td style="text-align: center;">セファロン インク</td> <td style="text-align: center;">普通株式 11,032株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: center;">普通株式 15,198株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ジャフコV2-W 投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: center;">普通株式 1,520株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ジャフコV2-R 投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: center;">普通株式 650株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">発行価額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1株につき金70,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">発行総額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,988,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1株につき金35,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">資金の用途</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table>	募集等の方法	第三者割当			割当先	発行する株式の種類及び数	割当先及び発行する株式の種類及び数	セファロン インク	普通株式 11,032株	ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	普通株式 15,198株	ジャフコV2-W 投資事業有限責任組合	普通株式 1,520株	ジャフコV2-R 投資事業有限責任組合	普通株式 650株	発行価額	1株につき金70,000円		発行総額	1,988,000千円		発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円		資金の用途	研究開発費及び運転資金		<p>当社の取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について</p> <p>平成24年3月29日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。</p>
募集等の方法	第三者割当																											
	割当先	発行する株式の種類及び数																										
割当先及び発行する株式の種類及び数	セファロン インク	普通株式 11,032株																										
	ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	普通株式 15,198株																										
	ジャフコV2-W 投資事業有限責任組合	普通株式 1,520株																										
	ジャフコV2-R 投資事業有限責任組合	普通株式 650株																										
発行価額	1株につき金70,000円																											
発行総額	1,988,000千円																											
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円																											
資金の用途	研究開発費及び運転資金																											

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																
<p>(2) 当社の取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について</p> <p>平成23年3月30日開催の取締役会において、平成23年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役5名にストック・オプション目的の新株予約権1,920個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="150 394 756 949"> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </tbody> </table>	新株予約権の数(個)	1,920	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,920	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	
新株予約権の数(個)	1,920																
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,920																
新株予約権の発行価額	無償																
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000																
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円																
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																								
<p>(3) 当社の従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について</p> <p>平成23年3月30日開催の取締役会において、平成23年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員59名にストック・オプション目的の新株予約権1,950個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </table>		新株予約権の数(個)	1,950	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,950	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。								
新株予約権の数(個)	1,950																								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																								
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,950																								
新株予約権の発行価額	無償																								
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000																								
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成33年3月30日まで																								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円																								
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																								
<p>(4) 第三者割当による募集株式の発行に係る募集事項の決定および割当について</p> <p>平成23年3月30日開催の当社取締役会において、総額12,040千円(1株当たり発行価額70,000円)の第三者割当による募集株式の発行に係る募集事項の決定および割当を決議いたしました。なお、その詳細は以下の通りであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>募集等の方法</th> <th colspan="2">第三者割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割当先</td> <td>当社取締役2名</td> <td>当社従業員8名</td> </tr> <tr> <td>発行する株式の種類及び数</td> <td>普通株式 52株</td> <td>普通株式 120株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td colspan="2">1株につき金70,000円</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td colspan="2">12,040千円</td> </tr> <tr> <td>発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td colspan="2">1株につき金35,000円</td> </tr> <tr> <td>払込期間</td> <td colspan="2">平成23年4月4日から 平成23年4月28日まで</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td colspan="2">研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table>		募集等の方法	第三者割当		割当先	当社取締役2名	当社従業員8名	発行する株式の種類及び数	普通株式 52株	普通株式 120株	発行価額	1株につき金70,000円		発行総額	12,040千円		発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円		払込期間	平成23年4月4日から 平成23年4月28日まで		資金の用途	研究開発費及び運転資金	
募集等の方法	第三者割当																								
割当先	当社取締役2名	当社従業員8名																							
発行する株式の種類及び数	普通株式 52株	普通株式 120株																							
発行価額	1株につき金70,000円																								
発行総額	12,040千円																								
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円																								
払込期間	平成23年4月4日から 平成23年4月28日まで																								
資金の用途	研究開発費及び運転資金																								

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

該当事項はありません。

## 【債券】

		銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	第11回ゼネラル・エレクトリック・ キャピタルコーポレーション円貨債	100,000	100,060
		第2回パークレイズ・バンク・ビーエ ルシー円貨債	100,000	100,210
		計	200,000	200,270

## 【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	中期国債ファンド	651,245,981	651,245
		MMF	700,912,398	700,912
		フリーファイナンシャルファンド	400,105,257	400,105
		計	1,752,263,636	1,752,263

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	7,358	-	-	7,358	4,889	162	2,468
工具、器具及び備品	30,987	1,422	-	32,410	17,471	5,779	14,938
有形固定資産計	38,346	1,422	-	39,768	22,361	5,942	17,407
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	16,161	6,620	2,170	9,541
リース資産	-	-	-	3,243	54	54	3,189
無形固定資産計	-	-	-	19,404	6,674	2,225	12,730
長期前払費用	-	24,300	-	24,300	-	-	24,300

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 コピー・ファックス機 1,167千円

ソフトウェア 販売管理ソフトウェア 9,100千円

長期前払費用 臨床試験費用 24,300千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	-	719	1.4	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	2,691	1.4	平成25年~28年
合計	-	3,411	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	673	682	692	642

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	171
預金	
普通預金	2,808,151
定期預金	1,750,391
小計	4,558,543
合計	4,558,714

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エーザイ株式会社	162,409
合計	162,409

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ 365
5,934	1,974,678	1,818,203	162,409	91.8	15

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
医薬品	207,467
合計	207,467

## 流動負債

## 買掛金

相手先	金額(千円)
アステラス・ドイッチラント GmbH社	308,953
合計	308,953

## (3)【その他】

## 当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	第2四半期 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第3四半期 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	第4四半期 自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
売上高(百万円)	348,103	634,547	324,243	575,626
税引前四半期純損失 金額( )(千円)	398,126	307,314	1,066,858	328,415
四半期純損失金額 ( )(千円)	399,076	308,264	1,067,808	329,365
1株当たり四半期純 損失金額( ) (円)	3,224.54	21.98	76.10	18.16

(注) 当社は、平成23年6月2日付で1株を100株の割合で株式分割を行っております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="http://www.symbiopharma.com/">http://www.symbiopharma.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡請求をする権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）平成23年3月31日関東財務局長に提出

#### (2) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）平成23年5月13日関東財務局長に提出

第7期第2四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

第7期第3四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

#### (3) 有価証券届出書及びその添付書類

平成23年10月の新規公開時に係る有価証券届出書 平成23年9月14日関東財務局長に提出

#### (4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年9月14日提出の有価証券届出書（平成23年10月の新規公開）に係る訂正届出書

平成23年9月30日関東財務局長に提出

平成23年9月14日提出の有価証券届出書（平成23年10月の新規公開）に係る訂正届出書

平成23年10月11日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

シンバイオ製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 真 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、総額1,988,000千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当増資を決議し、平成23年2月25日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

シンバイオ製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 真 一 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 英 志 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年3月29日開催の定時株主総会において、取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンバイオ製薬株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シンバイオ製薬株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。